

むつ市議会第215回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成25年3月19日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 5番 川下 八十美 議員
- (2) 22番 鎌田 ちよ子 議員
- (3) 10番 石田 勝弘 議員
- (4) 9番 東 健而 議員
- (5) 18番 大瀧 次男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	17番	村	中	徹	也
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

16番	半	田	義	秋
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
代査委員	阿	部			昇	選挙管理 委員長	畑	中	政	勝
農委員 会長	立	花	順	一		総務政策 部長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄		民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部長	松	尾	秀	一		経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷			晃	川内庁舎 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎 長	工	藤	治	彦		協野所 舎長	猪	口	和	則
会管総政 理出納室 長	大	橋			誠	選挙管理 局長	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	農委事務局長	業會長	山	口	勝	美
教育	部長	齊	藤	秀	人	農委事務局長	業長道長	齊	藤	鐘	司
建設	部務官	清	藤	巡	一	農委事務局長	務部策監携長	花	山	俊	春
財政	部策監	石	野		了	農委事務局長	部策監	竹	山	清	信
保福	健部策監	古	川	俊	子	農委事務局長	健部事社長	丸	岡	弘	人
經副	部事産長	二	本	柳	茂	農委事務局長	部策監	吉	田		正
下副	部事道長	酒	井	嘉	政	農委事務局長	育会局策監	小	鳥	孝	之
教委	育会局事育長	室	館	幸	一	農委事務局長	営局策監長部策監	川	森	浩	史
總政	務部長	柳	谷	孝	志	農委事務局長	務部課幹	野	藤	賀	範
總政	務部調整長	高	橋		聖	農委事務局長	務部聴長	川	西	伸	二
總政	務部策長	村	田		尚	農委事務局長	部長	氏	家		剛
民環	部策長	東		雄	二	農委事務局長	部策長	浜	田	一	之
經商	部光長	金	澤	寿	々	農委事務局長	部長	下	山	房	雄

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、川下八十美議員、鎌田ちよ子議員、石田勝弘議員、東健而議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

◎川下八十美議員

○議長（山本留義） まず、川下八十美議員の登壇を求めます。5番川下八十美議員。

（5番 川下八十美議員登壇）

○5番（川下八十美） 「ボーイズ・ビー・アンビシャス、ボーイズ・ビー・アンビシャス」、「少年よ大志を抱け、少年よ大志を抱け」と馬上から叫び続けたのは、言うまでもなくウィリアム・スミス・クラーク博士であったのであります。また、「なせばなる なさねばならぬ何事も ならぬは

人のなさぬなりけり」という有名な言葉もございます。これは、かの第35代アメリカ合衆国のジョン・F・ケネディ大統領が最も尊敬する日本人としてその名を挙げられたと言われる上杉鷹山の言葉であります。なぜ私がこれらの言葉を常に口ずさみ、本日の一般質問の枕言葉に引用するかと申せば、今から260年ほど前に、九州の小さな藩士の次男坊として生まれ育った鷹山は、当時跡継ぎのいなかった山形県米沢藩主上杉家の養子となり、そのとき鷹山わずか17歳、しかも上杉藩の財政は火の車であったにもかかわらず、鷹山は早速藩政改革に積極的に取り組み、ついには財政再建をなし遂げてしまったということだけではなしに、地方自治法施行60周年に当たる2007年、平成19年に読売新聞社が全国の自治体首長に対して行ったアンケート調査でも、鷹山が理想の指導者、リーダーとして、そのトップを飾ったのであり、それだけではなしに、何よりも私自身、鷹山が「なせばなる」というこの信念を生涯貫き通したというその先人に学んで、今こうして政治の道一筋に生き抜くことができます私は、それこそ鷹山のこの信念を受け継いで、そして歴史上最も偉大な指導者として心から敬愛をしておるからにほかならないのであります。

さて、行く年来る年、2012年も2013年へ、平成24年も平成25年へと新しい年に移り変わりました。日本の政治体制も、野田政権から、私が待望した安倍政権に移り変わったのであります。私が、このむつ市までわざわざ私のために応援に駆けつけてくれた石原慎太郎前東京都知事や、ご縁のある小沢一郎氏にも関係があるにもかかわらず、過去において1度つまずいた安倍政権の再登板をどうしてこいねがったかといえば、私は何も台湾の縁結びの神様である月下美人や月下老人ではないけれども、ちょうど今から8年前に安倍晋三に青森市に来ていただいて、当時の佐々木誠造青森市

長と政治的縁結びをしたその仲立ちは、実は正直のところ、この私であったのであります。このことは、全く自慢げに聞こえるかも知れませんが、しかし私は軽んじて偉そうに言っておるのではございません。現代人の心のバイブルと言われておるあの相田みつをの「つまづいたっていいじゃないか 人間だもの」ではないけれども、私はつまづいただけではなくして、七転び八起きをした者として、人間は一人一人では生きられないのであります。人は、人によって支えられて生きておるわけでありまして。特に政治の世界は、きのうの敵はきょうの友、その逆とも言われ、政界は、いわゆる離合集散の激しいところであり、いかに人と人との結びつき、きずなが大事か、政治家は、つまり人脈がいかに大切なものか、これだけは言わせていただきたい。私は、地位も名誉も、ましてや金もないけれども、この政治的人脈だけは、ただ一つ私の大きな財産であり、このことは必ずやふるさとむつ市民のために、郷土むつ市発展のために微力ながらも力になれるということだけは申し上げたい。ただ、それだけのことなのであります。

さて、ことしの十二支のえとは、私が年男であったたつ年からみ年にかわりまして。宮下市長の年頭のご挨拶や記者会見の記事も拝見させていただきましたし、平成25年度の一般施政方針も承りましたので、これらをしっかりと見定め、命に刻み、世界じゅうに2,700種類あると言われるみ年の蛇にあやかって、私も一皮脱皮し、原点に戻り、生まれ変わって、そして一步一步、今度こそつまづくことなく確実に前進をして、そして自分自身と闘ってまいる決意を新たにしておるものであります。

されば、この意義深きむつ市議会第215回3月定例会に当たり、私の選挙用パンフレットのトレードマークは「よみがえる」であります。市長

から蛇ににらまれたカエルにならないように気をつけて、蛇行を繰り返しながらも、蛇足かもしれませんが、是々非々の立場で次の3点7項目にわたって一般質問をいたしてまいりますので、どうぞ市長には、あるいは教育委員会委員長には誠意あるご答弁をお願いしておく次第であります。

皆さん、大変長らくお待たせをいたしました。ようやく私の具体的な質問に入らせていただきますが、これが川下八十美の長年にわたる一般質問の終始一貫変わらぬスタンスでございますので、議員各位には私の持ち時間、いましばらくおつき合い、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、質問事項の第1点目は、市長の政治姿勢についてであります。宮下市政がスタートして、はや6年目、いよいよ宮下カラーを発揮して、ローギアからセカンド、サード、そしてトップ発進とエンジンが全開してまいった感を抱くものであります。下北半島の中核都市我がむつ市のトップは、下北地域全体をリードする、その重要な役目をも担っておると言っても決して過言ではないのであります。そのためには、毛利元就の3本の矢ではないけれども、市民、議会、そして行政と三位一体になってむつ市を、希望のまちむつ市をつくっていかねばならないと痛感をしておるものであります。

しかしながら、市長の年頭のご挨拶と2013年新春特別番組での「むつ市長に聞く」のテレビ放送をも拝聴させていただきましたが、「希望のまちむつ市」をつくるという市長の意気込みは十二分に酌み取ることができたのでありますけれども、残念なことに、いずれにも、どちらにも「議会」ということについては、一言も触れられておらず、私は議会人の一人として、まことに遺憾であると言わざるを得ないのであります。よって、市長、私は主権者である市民参加、協働参画はもとより

であります、行政と議会は車の両輪であると思っておりますのでありますが、市長のこの年頭のご挨拶と新春発言についてのご所見を賜っておきたいのであります。

次に、第2点目の原子力行政についてであります。安倍第2次内閣が発足をして、デフレ脱却から成長路線へのアベノミクス、3本の矢もさることながら、我が青森県、そしてむつ市と直接関係する原子力に関する原発ゼロ方針の政策転換がなされたと言えるのであります。言うまでもなく核燃料サイクルを国策として継続、六ヶ所再処理工場並びに我がむつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設を着実に進展させ、本県を絶対に最終処分地にしないで、その選定をも国が責任を持って取り組むという姿勢が明確に示されたことは、その何よりの証左であります。私が安倍政権の誕生をこいねがったゆえんも、全く個人的なことだけではなしに、実はこの点にあったということを自信と責任、そして大確信を持って声高々に訴えたいのであります。

そこで、原子力行政についての第1点目は、いよいよ中間貯蔵施設の操業稼働開始が具体化され、そして今回も市長は、原子力規制委員会が新基準をいまだ示していない状況では不透明な状況であるということを表明されましたが、それにしてもこれに伴うところの安全協定や防災業務計画の協議がどういう形で行われておられるのか、その進捗状況をお知らせ願いたいのであります。

原子力行政の第2点目は、電源交付金による電気料金還元事業についてであります。このことは、市長2期目の選挙公約の一つでもあり、2011年、2期目当選の記者会見でも、即翌年2012年度からでも実施すると公言をいたしておったものであります。しかしながら、たび重なる議会で、同僚の大瀧次男議員の質問でも明らかなように、トーンダウンをしておるのは明白であります。しかるに、

この事業は、はっきりイエスと、私自身の選挙公約の一つでもあり、マニフェスト、公約はきっちりとするべきものと認識しておりますので、市長のこの公約実現のために、その後どういった取り組みをされておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

次に、原子力行政の第3点目は、核燃料税の導入についてであります。結論から申し上げます。私は、むつ市独自で条例制定をして、核燃料税を導入するべきであると主張するものであります。市長、いかがでございますでしょうか。市長は、この核燃料税について、どういった見解を持っておられるのかお聞かせ願いたいのであります。

質問事項の第3点目は、教育行政についてであります。私にとっては、余りというよりは、むしろ全く縁がない一万円札の肖像でおなじみの福沢諭吉先生は、「学問のすすめ」で、「天は人の上に人をつくらず 人の下に人をつくらず」と、人間の自由平等を唱えられておるのであります。これまた安倍政権となって、体罰やいじめ対策、そして教育委員会制度を再検討する教育再生実行会議が新しく設置され、動き出しているのであります。教育は、新たな転機を迎えたと言えるのであり、しからは教育のどの部分が、何がどう変化するのか、静かにその推移を見守りたいと思っております。

そこで、私の選挙公約の一つでもある「君が代」起立条例の制定についてと、当面する教育行政について、3点ほどお伺いいたしたいのであります。

まず、その第1点目は、昨年から実施した武道必修化についてであります。我がむつ市では、中学校の体育の授業で柔道を選択し、実施したものであります。1年経過したその実施状況を明らかに願いたいのであります。

加えて、礼に始まり礼に終わる武道の中でも剣道等々があるわけで、その選択に当たっては、私

は学校経営のみに重きを置いた観があり、例えば生徒にアンケート調査を実施したうえで、その判断基準を決めるべきではなかったのかという思いもございしますので、この辺のご見解もお伺いをいたしたいのであります。

第2点目は、「君が代」起立条例の制定についてであります。私は、極力小・中学校の入学式や卒業式に出席をして注意深く観察をしておりますが、国歌斉唱そのものは、必ずと言ってもいいほど式次第にはあり、その際、起立をしない教職員は見当たらないのであります。全く喜ばしい限りであります。しかしながら、これは私の学区の範囲内のことであり、今まで市内全校の学校長から、万が一起立しない教職員がいたという事例報告があつておられるのか否か、この状況をお知らせ願いたいのであります。また、今後こういった条例制定が必要であるか否かのご見解も賜りたいのであります。

第3点目は、道徳教育と愛国心についてであります。まず最初に、道徳教育についてであります。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、新学習指導要領で新しく道徳教育推進教師の配置をするということになったということは既にご承知のとおりであります。そこで、新学習指導要領に示された道徳教育の充実について、今日までの経過と成果、また道徳教育推進教師の確保と今後の取り組みはどうなっておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

関連をして、愛国心についてただしたいのであります。最近教育界に愛国心の風が吹き始めたことは非常に喜ばしいことだと歓迎をしておる一人であります。私は、この愛国心は決して戦前の軍国主義に結びつけるものではないということ、きっちりノーとお断りしておかなければなりません。私がここで捉えたいことは、今から24年前の1989年に小・中・高の学習指導要領の中に国旗を

掲揚し、国歌を斉唱するよう指導すると明記してあることでもあります。そこで、学校教育における国旗及び国歌に関する指導が学校の教育現場でどういった形で行われておられるのかお伺いをいたしたいのであります。

以上、私の壇上からの質問といたしますが、再質問の権利を留保して、建設的なやじとご清聴を心の芯より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についてのお尋ねですが、私は毎年新年に当たっての祝意や抱負などを市政だよりや各機関の刊行物に掲載するほか、テレビ放送での新春番組においても、市民の皆様に向けて年頭のご挨拶をさせていただいております。

ことしの年頭の挨拶においては、遅々として進まない震災復興の道のり、長引く日本経済の低迷など、社会全体が不安な閉塞感に包まれている感が否めない状況から脱却し、明るい未来を描いていきたいという願いを込め、表題を「一陽来復」として、市民の皆様から私の決意を申し上げ、これまで私が掲げてまいりました「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、そして「市民協働・参画の社会づくり」といった3つの大きなテーマをもとに、その取り組みについてご説明するとともに、私の目指します「希望のまちむつ市」をつくり上げていくためのご支援、ご協力を市民の皆様をお願いいたしたところであります。

これらの各種施策に取り組んでいくためには、議会による御議決、ご承認を賜りながら事業を進めていかなければならないことは皆様ご承知のと

おりであります。川下議員からは、年頭の挨拶において、どうして議会に関する表現がないのかとのご指摘かと拝察いたしますが、私はこれまでも機会あるごとにお話しさせていただいておりますとおり、市民と行政を結び、市民の声を行政に届けていただく役割も担っている議会は、自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視、評価する機能を果たしていただいているものと認識いたしております。議員も市長も市民からの信託を受けて選ばれているわけでありますので、議会と行政の協調なくして市民の福祉の向上はあり得ないとの認識は不変のものでありますし、ともに市民生活を支える両輪の立場であるとの考えもまたしかりであります。

このたびの私の年頭の挨拶は、広く市民の皆様在今后のご指導、ご協力をお願いしたものでありまして、市民の代表であります川下議員初め議員各位におかれまして、同様のご理解とご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、原子力行政についてのご質問の第1点目、中間貯蔵施設の操業、稼働開始に伴う安全協定と防災業務計画についてであります。まず、安全協定についてであります。川下議員もご承知のとおり、安全協定は法的な根拠に基づいて締結するものではなく、一般的には原子力施設の操業にかかわる安全確保や環境保全、積極的な情報公開による透明性の確保及び放射性物質の放出管理などについて、関係自治体と事業者との間で任意に結ばれるいわゆる紳士協定のようなものであります。さきの議員のご質問にもお答えしておりますとおり、協定の締結は県が主体となって立地市町村と協議しながら進めることとなっており、県においても当該施設の安全確保の必要性があるなどの理由から、国の動向を注視しながら協議を始めるタイミングを見計らっており、現段階では具体

的に進んでいない状況にあります。

現在国においては、サイクル事業に関連する原子力施設の新たな安全基準の策定作業が進んでいないことから、使用済燃料中間貯蔵施設の操業開始時期に不透明感が増してくるものと思われま。市といたしましても、当該施設が新たな安全基準を満たしたうえで協定の締結をすべきものと考えており、締結までの過程においては、議会にお示しするとともに、市民に対しましても何らかの形で説明会を開催し、ご理解をいただかなければならないものと考えております。

次に、原子力事業者防災業務計画につきましては、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定により、事業者が当該事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策などを図るため作成しなければならないこととなっており、同条第2項では、当該計画を作成または修正するときはあらかじめ立地都道府県知事及び立地市町村長に協議しなければならないと規定されております。

これに基づき事業者から、県及び市に対して、去る1月25日に防災業務計画案にかかわる協議の申し入れがなされ、市では関係法令や地域防災計画との間でそごがないかを確認し、先般事業者に対し回答したところであります。

さらに事業者は、同条第3項の規定に基づき、県及び市との協議が終了した後、国に届け出るとともに、計画の要旨を公表しなければならないとされておりますが、事業者から昨日国へ届け出たとの連絡がありました。

なお、計画の公表方法につきましては、事業者では事業所内で閲覧に供するとのことですが、原子力規制委員会においてはホームページ上に掲載する予定であると伺っております。

次に、ご質問の2点目、電源交付金による電気料金還元事業についてお答えいたします。電気料

金の還元につきましては、これまでも大瀧議員から一般質問いただきご答弁申し上げてまいったところですが、その際には電源立地地域対策交付金の効果といたしまして、各種ソフト事業へ充当することにより、市民サービスの向上の拡大を図っていること、平成22年度決算において黒字に転換することができた要因の一つとして一般財源振りかえ効果の影響が大きかったこと、また電気料金の還元につきましても、私が電源交付金による電気料金還元事業の検討を始めたいと申し上げましたことから、実施に向けた事務的手順等につきまして、既に関係機関との確認や調整を行っていることなどご説明、ご報告申し上げてまいったところでもあります。

このように、電源立地地域対策交付金は、自主財源に乏しい本市にとりまして、財政運営上極めて重要な財源の一つでありますことから、特に意を用いながら有効活用に努めておるところでありまして、赤字脱却後は交付金による一般財源振りかえ効果により私の政策の柱に掲げております「持続可能な財政運営」、そして財政調整基金の着実な積み立てが実現されるものと期待を寄せておりましたのも事実であります。しかしながら、昨冬の記録的な豪雪は、まさに災害とも言えるものでありましたが、財政基盤が脆弱な本市におきましては、この対応に多額の収支不足額を計上し、補正予算を編成せざるを得なかったことなどから、このような不測の事態が起こった際にも十分たえ得る財政的な体力を蓄えておくことの必要性を改めて痛感したところでもあります。

こうした状況の中であって、電気料金の還元を実施した場合、その分の財源が大きく不足することになるため、結果として議員各位を初め市民の皆様からのさまざまなご要望にもなかなかお答えできないということも念頭に置きながら対応しなければならぬものと思っております。したが

まして、議員ご質問の電気料金還元事業につきましては、まずは財政基盤を強固なものとしたうえで、今後の財政見通し等を考慮しながら、慎重に判断いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、要旨の3点目、核燃料税の導入についてお答えいたします。地方公共団体における法定外税の創設については、平成12年の地方分権一括法の施行により国による許可制から協議制へと制度の拡充が図られてきたところでもあります。本市においては、使用済燃料中間貯蔵施設が建設されるに当たり、今後の安心安全対策に必要な財源確保を目的に法定外税となる使用済み燃料への課税の検討に着手し、スキームの検討や条例の素案の作成等、平成24年7月の操業開始に合わせて適切に課税できるよう国や事業者に対して概要を説明しながら、鋭意協議等を重ねてきたところでもあります。しかしながら、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故で状況は一変し、建設が進んでいた使用済燃料中間貯蔵施設も安全確認を行うためとして工事の中断を余儀なくされたところでもあります。さらに、前政権における政府の方針として出された革新的エネルギー・環境戦略において、2030年代に原発稼働ゼロを目指すという方針が打ち出された一方で、核燃料サイクル政策は今後も継続していくという矛盾した内容となったこと、また主たる取引先になるとされる東京電力は、公的資金の導入を受けて、半ば国の管理下に置かれた状態となり、何よりも被災された方々あるいは間接的な部分も含め被害に遭われた方々への一刻も早い補償や福島第一原子力発電所の事故対策に万全を期し、社会的責任を果たすことが求められているところでもあります。

このような状況から、事業者の担税力の確認がますます重要な要素となりますが、条例を制定するに当たり法定外税の納税額が全納税者の納税総

額の10分の1を継続的に超えると見込まれる特定納税義務者には条例に対する意見を述べる機会が与えられておるところであります。これは、納税者に過重な負担とならないよう、課税する側にも十分配慮が必要との観点から設けられているものと認識しているところであります。

また、早急な課税権の行使にこだわることは、間接的には被害者や被災地への補償、あるいは原発事故等への対応を停滞させる要因とならないか危惧されるところであり、現政権における原子力政策の方向性も今後明らかにされていくことになるなど、これらの要素を見定める必要があり、条例提案の時期を逡巡しているところであります。

また、財源の確保という点におきましては、安心安全対策に必要な当面の財源対策として、当市を初めとした7市町村の要請を受け、県においても核燃料物質等取扱税交付金を創設したことは川下議員もご承知のとおりでありまして、当市の平成25年度当初予算には2億4,000万円を計上したところであります。

いずれにいたしましても、本施設を誘致した経緯を踏まえ、持続可能な財政基盤を確立することは、むつ市の将来、いわゆるネクスト50を見据え、極めて重要なことであることは言うまでもないところであり、当市の課税自主権については青森県からも認める旨の回答をいただいておりますので、条例提案の時期につきましては、事業者の状況や国の原子力政策の方向性等を総合的に勘案し、適切に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次の教育行政につきましてのご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 川下議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、武道の必修化についてであります。議員お尋ねの今年度の各中学校での実施状況についてであります。市内全中学校で柔道が選択され、計画的に指導が進められております。学習指導要領では、柔道、剣道、相撲の中から1つ選択できることになっており、地域や学校の実態に応じて、その他の武道も選択できることになっております。むつ市におきましては、必修化以前より柔道を各中学校で取り入れており、必修化に向けての準備段階から各学校では大きな混乱も見られず、スムーズに武道必修化がスタートいたしました。

各学校の努力により、今のところ重篤な事故も起きず、指導計画に基づき着実に指導が行われております。ただし、柔道の授業中のけがについては、今年度これまで手足の打撲や足首をひねったものが5件、足の小指の骨折が2件の合計7件が報告されておりますので、引き続き生徒の安全対策を最優先にした安全管理に努めていただくよう各学校へ指導してまいります。

教育委員会といたしましては、今後もむつ市内指導教員の専門性をより一層高めるため、研修会への積極的な参加を促すなど、安全な指導が継続して行われるよう支援してまいりたいと考えております。

施設設備や用具につきましても、安全性を高めた柔道畳、投げわざ練習用マット、畳を固定する滑りどめネット等必要と思われる物品等は平成22年度中に全中学校で整備が完了しておりますので、今後使用していく中で維持管理についても各学校とともにしっかりと行っていきたいと考えております。

武道の必修化に当たっては、必修化以前からの取り組みをもとに、むつ市内全中学校で柔道を選択しております。選択は、各学校に委ねられており、適切な判断で選択されているものと認識して

おります。武道必修化に至った経緯や背景を考えますと、日本固有の文化である武道に取り組むことが我が国の将来を担う子供たちの育成と心身の健全な発達につながるという認識を持ち、柔道、剣道、相撲等、武道全般に幅広く子供たちを触れ合わせていくことにも配慮していかなければならないと思っております。

むつ市内では、部活動や道場での剣道も盛んでありますし、空手道場に通う子供たちもおります。教育委員会といたしましては、このように学校内外で武道に取り組んでいる子供たちの成果にも配慮しながら、学習指導要領に示された武道の狙いを市内全中学校で達成できるよう今後も各中学校を支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「君が代」起立条例の制定についてのご質問にお答えします。国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、子供たちが将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは大変重要なことであると考えております。現在国歌「君が代」については、音楽の授業でいずれの学年においても歌えるよう指導することとなっており、小学校1年生の段階から国歌に親しみを持つようにし、まずはみんなと一緒に歌えるようになることから始めて、6年生までには歌詞や旋律を正しく歌えるよう指導しているところであります。このような指導を踏まえて、各学校においては入学式や卒業式などに国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱しております。

議員お尋ねの卒業式などにおける市内小・中学校の教職員の国歌斉唱の状況についてであります。むつ市においては全ての教職員が子供たちとともに起立し、斉唱しております。子供たちに国

旗、国歌を尊重する態度を育てる立場にある者が学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することは教育の効果を高めるために大切なことであり、このことを市内小・中学校の教職員全てがよく理解し、実践しているものと認識しております。

次に、「君が代」起立条例の制定についてであります。教育委員会といたしましては、ただいま申し上げましたように、全ての教職員が起立し、国歌を斉唱しているこれまでの状況を鑑みますと、むつ市においては早急に条例を制定する必要性がないのではないかと考えております。当市の学校教育においては、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取り扱いに関する意義や目的が、その指導者である教員間に十分周知されており、これまで条例による義務づけがなくとも教職員自ら率先垂範して子供たちに範を示すとともに、保護者や地域の方々からもご協力をいただき、出席者全員が起立し、国歌を斉唱してきたという学校の実態がございます。そして、子供たちはこのような指導のもと、入学式や卒業式という厳粛かつ清心な雰囲気の中で多くの方々から祝福を受け、新たな生活への希望や期待を胸にさらなる成長を目指してまいりました。教育委員会といたしましては、当市のこのような教職員の実践や学校の実態から、子供たちに我が国の国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる指導が入学式や卒業式という学校行事においても確実になされているものと考えております。したがって、現状においては「君が代」起立条例をあえて制定するまでもなく、その制定にかかわる意義や目的は既に達成されているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、道徳教育と愛国心についてのご質問にお答えします。まず1点目の道徳教育の充実に関する経過と成果についてお答えします。平成20年

3月に告示された学習指導要領の改訂の重要な柱の一つとして、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実が挙げられております。このことを具現化するための教育内容として、次代を担う子供たちに豊かな人間性を育む道徳教育の充実は重要な課題であると考えております。教育委員会といたしましては、市内全教職員に配布しております「むつ市学校教育指導の方針と重点」に示している8つの重点事項の一つに道徳教育の充実を掲げ、特に全教育活動を通じた道徳教育の充実、自己の生き方についての考えを深める道徳の時間の充実、家庭、地域社会との連携を重視した道徳教育の推進の3点について確実に取り組むよう指導しております。各学校においては、道徳教育の全体計画と年間計画を作成し、有効活用を図るとともに、学校における道徳教育のかなめとなる道徳の時間の一層の充実を目指して研修を行い、さらには家庭や地域社会に道徳の授業を公開するなどして、理解と協力を得ながら道徳教育の推進に努めております。このような取り組みを継続していくことが一人一人の児童・生徒の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することになると考えております。

次に、2点目の道徳教育推進教師の確保と今後の取り組みについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、学習指導要領の改訂に伴い、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心とした指導体制をつくることが求められております。市内の全ての学校におきましては、年度初めに校長が校内の教員の中から道徳教育推進教師を定めております。全教育活動を通じて行われる道徳教育を推進する中心となる教師ですので、その果たす役割は大きく、道徳教育の指導計画を作成したり、道徳用教材の整備や充実にも努めたりするとともに、校内の状況を掌握し、全教師の参画、協力のもとに道徳教育が円滑に推進され充実していくよう働

きかけを行っております。今後各学校の道徳教育推進教師が推進、調整、支援の3つの観点から教職員や校内組織にかかわることにより協力し合い、支え合い、学び合う教職員の協同意識を高め、道徳教育推進体制の改善、充実が図られることが重要であると考えております。

最後に、学校教育における国旗、国歌に関する指導についてお答えいたします。現在の学習指導要領において社会科では、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるように配慮する、音楽においては国歌はいずれの学年においても歌えるように指導するということが示されております。これを受け各学校においては、その趣旨を理解し、計画的に指導が行われております。また、学校行事などの特別活動における取り組みは、先ほど申し述べたとおりであります。

教育委員会といたしましては、国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の固有の伝統文化を受けとめ、それを検証、発展させるための教育が充実するよう今後も家庭や地域社会の理解と協力を得ながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 議長に、再質問に入る前に一言お許しをいただいて発言をさせていただきますが、市長、選挙管理委員会の畑中委員長から要請があった清く、明るく、正しい選挙の表示看板、財政厳しい折、多額の予算を選挙管理委員会に配分していただきましたことを、委員長には心から厚く御礼をさせていただきます。板垣退助は、「板垣死すとも自由は死せず」、川下死すとも、この魂は死なないと思っております。ありがとうございます。

それから、再質問であります、市長のほうに質問するのを後で時間いっぱい議論したいと思えますので、教育委員会のほうを先にやらせていただきますので、議長、お許しいただけますか、よろしいですか。

○議長（山本留義） よろしいです、どうぞ。

○5番（川下八十美） 教育長、正直言って私は、今回の教育行政の質問に対しまして、高瀬教育委員長の出席を求めておりましたが、それがかなえられず非常に残念であります。が、それは私は遠島教育長の立場を尊重しないわけではないのです。もう立派に尊重しておるわけでありませうけれども、できるならば教育委員長からも答弁を求めたかったからであります。ですが、2つ求めたかったのであります、時間の関係もありますから、1つだけ。

私は、卒業式に出席をしておりますが、教育委員長と教育長のメッセージは届いておりますけれども、聞くところによりますと、定年退職者の校長のところには教育委員会の委員が出席されておるようでありますけれども、これは間違っているのではないのでしょうか。卒業式は、子供たちのための卒業式でありますから、5人の教育委員でありますから、今回は何かダブらないようでありまして、私はむつ中学校と母校の近川中学校に卒業式に出席させていただきましたけれども、どうです、教育長、これからは回り番でも結構ですから、教育委員自らそれぞれの卒業式に出席して激励され、お祝いするような方法をとったらいかがでしょうか。どうですか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 卒業式への教育委員の出席ということでございます。これまでは、定年退職をする校長のところには教育委員が出かけるということでやっておりました。それは、教育委員の人数も5人ということで、学校の小学校等であれば

多くの学校が同じ日に実施するというようなことがありますので、全部には行けないということからこういうふうな形にしたわけでございますが、今お話がございましたので、教育委員の方々にこのような要望がありましたこととお話ししまして、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 教育行政で、もっともっと再質問で議論したいものをたくさん持っていましたのですが、私が前段で時間を使ってしまったので、教育長も、私もまだ任期があります、この次はどうかわかりませんが、議論できる点が多々あろうかと思いますが、1点だけ。

私は、先月お隣の横浜中学校に道徳教育の授業参観に行っていました。いわゆる一昨年2月1日のあの大雪を素材とした道徳教育の授業でありました。すばらしい授業でありました。そこで、私は今手元に、これはヒバ材でつくった箸、2本ありますから、教育長に後で1本差し上げますけれども、このヒバ材、ここもヒバ材ですが、このヒバ材の地元産を使った、私は中西木工さんのところに曲げわっぱ、いわゆる小学校の低学年、できれば1年生でもいいし、ヒバでつくった曲げわっぱを食器として使えないだろうか、つくれないだろうかかと相談に行ってきました。つくれるそうです。この間、いわゆる給食のおばさんのノロウイルスもあつたけれども、やっぱりこういう食材や素材に地元産を使う、例えばこれは昔私たちが遊んだ竹とんぼです、飛ばしてやってもいいけれども、それからこれは私が夜晩酌しているヒバ材でつくったおちょこ、これは教育長、ヒバ材を使った振動玩具、遊びなのです。これ教育長、これ右から回すと右に回るのです。左から回すと左に回るのです。こういうものを図工で子供たちにつくらせながら、遊ばせながら学ばせる。

この原理だってわからないのです。こういう手法をこれからとられたらどうでしょうか。いかがですか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 地域の素材を使った給食の食器とか、図工教材の導入ということでございます。議員ご指摘のとおり、地域の特産物であるヒバ材を食器や図工教材として活用するという事は、郷土を知り、そして郷土を愛する心を育てるということで、道徳教育に直結する非常に貴重なご意見であるというふうに考えております。しかしながら、例えば食器として使用する場合、大量生産が難しいということから、給食用食器としては非常に高価であるということや、木材の表面というのは柔らかくて傷やささくれを生じることが多いため、衛生管理や耐久性の問題が出てくるのではないかと、それから図工教材としてということでございますが、ただいま拝見させていただいたら、大変作り方が難しいのかなと。そうすると、専門家にも指導していただくことが必要かなというふうに思います。したがって、ただいまおっしゃられました課題につきましては、それぞれ学校の実情を踏まえながら、少し時間をかけて検討していきたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 申し合わせの時間ですので、質問をまとめていただきたいと思います。5番。

○5番（川下八十美） そうということで、幾らもないので、市長。

市長の年頭のご挨拶、私は申し上げたい。北朝鮮の金正恩の年頭の辞は7,481文字あった。これ全部暗記させるそうです。市長の「一陽来復」のあれは、私はこれ1字ずつ数えました。1,859字。だが、1,700字のところ「議会」という2文字を入れられる部分が、いいところがあるので、

これ。どうして「市民」、「行政」だけですか。こここのところに「市民と行政」の中に「議会」と2文字入れたら、私は万々歳の拍手を送ります。これ以上は追及しません、時間がありませんから。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行間には、十分その意が図られていると、このように思います。また、新春放送、私ちょっと気恥ずかしかったのですけれども、「議会のご理解をいただき」という文言が入っておりました。これは、私昨日確認をいたしました。そういうことで、私はしっかりと市民、そしてまた市民の代表であります議会、これをしっかりと尊重、議会を尊重しながら、これからも相務めていきたいと、これには変わりございませんので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 本当は、核燃料税のところ、市長、議論を闘わせたかったのですが、これは私のほうの都合で恐縮です。

議長、お許してください、協力しますから。このところ、答弁要りませんから。

市長、核燃料税、柏崎市は480円で実施している。薩摩川内市は500円で実施している。市長、エンジンが全開しておりますけれども、気がつきませんか。サイドブレーキをかけて運転しているのではないですか。サイドブレーキ外してくださいよ。むつ市長として、東京電力、ほかのほうも同情します、私も。しかし、詳しく言いたいけれども、東京電力も日本原燃も、それなりの寄附をしているのです、ほかに、今年度も。こういうところに財政緊迫の折であるがゆえに、市民に向けた目線、これは市長がとるべきことでしょう。東京電力やほかのほうに同情するのも結構です。むつ市民に目を向けてください。

議長、今回の議会を最後に、この議場にも6人ほどおいでになりますが、いわゆる須藤局長さん

を初め退職者の皆様方のご労苦に心から感謝をして、また私が質問できる日があると思しますので、これからも一市民としてよろしく願います。

終わります。

○議長（山本留義） これで、川下八十美議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 6 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。

未曾有の大震災より2年が経過いたしました。いまだに約32万人の方々が避難生活を余儀なくされ、生活再建や災害公営住宅の整備、また瓦れきの処理や原子力災害による放射能物質の除染作業もおこなわれています。被災地では、多くの方々が復興は足踏み状態と感じています。被災された方々が安定した生活再建を実感できる本格的な復興をと心から願っています。

むつ市議会第215回定例会に当たり、3項目にわたりお伺いいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、簡潔明瞭、具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、環境行政についてお伺いいたします。21世紀は、環境の時代であると言われております。これまで環境政策は、環境保全より開発に

重きを置いてきたことへの反省から、真に地球環境の危機に終止符を打つため、環境の持続可能な開発から、さらに社会への転換として、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域に行き届き、保全され、私たち一人一人が幸せを実感できる生活を将来世代に継承すべき社会構築が強く求められています。

地球環境温暖化を初めとして、さまざまな地球規模の環境問題の解決を図るため、循環型社会構築に向けた具体的な取り組みを進めることが最優先であります。アフリカ人女性として史上初のノーベル平和賞を受賞し、MOTTAI NAI運動を世界に宣揚したワンガリ・マータイ博士は、もったいないという言葉に、資源を無駄にしないよう思いやりや感謝の気持ちを持つという意味もあり、偉大な概念を網羅したすばらしい言葉です。環境問題対策のキーワードであるリデュース、リユース、リサイクルの3つのRをより高度に実現させていくためには、4つ目のRというより、3R行為を起こさしめるもっと上位の高次元の意識、精神のRとしてリスペクトという精神の重要性を強調し、植物や緑を尊重すること、物のありがたみに感謝すること、そうした心が本当に大事である、人間は環境をきれいにしてくれる樹木が必要としている、人は植物、緑なくして生きることとはできないが、樹木は人がいなくても生きていける、人は樹木に感謝しなければならないと話されております。本市のバイオマス資源化率、3Rの現状と課題についてお示しください。

次に、エコキャップ回収についてお伺いいたします。ためれば資源、捨てれば公害になってしまう金属やプラスチックなどが氾濫しています。ペットボトルのキャップは、純度の高いリサイクル素材であり、ポリプロピレンです。ボトル本体の素材とは異なっており、分別することによりどちらも再資源化できます。

ところで、全国的に分別が余り進んでおらず、ごみとして一括回収される場合が多く、再資源化率は低い水準にあります。今全国で行われているエコキャップ運動のことを皆様ご存じでしょうか。ペットボトルのふたを集めて世界の子供たちにワクチンを届けようという取り組みがあります。世界の発展途上国には、予防できる感染症で命を落としたり後遺症に苦しんでいる子供たちがたくさんいます。全国規模でこの運動を行っているNPO法人エコキャップ推進協会では、ペットボトルのキャップを集め再資源化することで地球環境を改善し、またキャップの再資源化で得た売却益で発展途上国の子供たちにワクチンを送ることを提唱しています。キャップは、再資源化により800個で1人分のポリオワクチンに相当します。

この趣旨に多くの個人、企業、学校、自治体、そのほかさまざまな団体が賛同し、ボトルキャップの収集に協力しています。栃木市、足利市、下野市、南房総市などのように、自治体が主体的に参加しています。これらの自治体で行われている回収の流れは、市の指定した施設に回収ボックスを設置、また学校などにも協力を依頼し集めています。リサイクル業者に引き取りを依頼、その売却益をエコキャップ推進協会に送金、その後NPO法人世界の子供たちにワクチンを日本委員会に寄附となり、ユニセフを通して世界の子供たちにワクチンが届けられるという仕組みです。この運動に取り組むことにより、本市にとって大きく4つのメリットがあると考えます。

1、市民に対し分別回収を促進し、環境問題への意識を促す啓発になります。

2、ごみの削減、ひいてはごみ処理経費の削減につながります。

3、子供たちへの環境教育に大きな影響があります。難しく考えがちな環境問題を、自分たちと同じ世界の子供たちの命を救うというイメージし

やすい目標を持つことによって身近に感じ、取り組みやすくなります。

4、環境に優しいまちとして全国にアピールできます。一人一人の小さな善意が世界の子供たちの命を救うという大きな意義を持ちます。

エコキャップ回収並びに環境教育につきましてお伺いいたします。

質問の2は、障害者施策についてお伺いをいたします。障害者優先調達推進法が昨年6月成立し、本年4月から施行されます。同法は、国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設でつくった製品の購入や清掃など業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体団体に対しても障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則となっており、民間企業に比べ競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは難しいのが実情です。また、施設や自宅で働く障害者がふえる一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障害者施設への発注が不安定なため、国からの安定した仕事を求める声が高まっていました。こうした状況を踏まえて、障害者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として本法律が制定されました。

自治体には、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられています。それを実効あるものとするために、1、物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表しなければならず、2、その方針に即して調達を実施し、3、調達実績は取りまとめて公表することが求められています。現状と今後の展開についてお知らせください。

次に、障害者の経済的自立支援についてお伺いをいたします。厚生労働省は、障害者の就職意欲

が高まっていることを受け、企業や国、地方公共団体に高い法定率を課しています。企業は1.8%から2.0%に、国や地方自治体は2.1%から2.3%にそれぞれ引き上げ、新年度よりの実施となります。また、3障害、身体、精神、知的の一元化がされました。現実との整合性につきましてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、教育行政について、学校評議員制度についてお伺いいたします。学校評議員の制度とは、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度です。文部科学省では、学校評議員は校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割が異なるとありますが、目的達成のために最も必要なのは学校運営協議会について評価と支援であると思っております。評価につきまして、1つは学校の運営状況などに対して学校運営協議会が行う評価であり、もう一つは学校運営協議会の活動、運営状況などに対してそのほかの機関が行う評価です。学校評議員制度の現状と課題につきましてお伺いをいたします。

以上、3項目について壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

環境行政についての1点目、バイオマス資源化の現状と課題ということについてでございますけれども、事前のヒアリングの段階では家庭でできる生ごみの処理ということでの特化したお答えに

させていただきますけれども、3Rのことが出ましたので、それは後ほど再質問等々でお答えをさせていただきますたいと、お許しをいただきたいと、このように思います。

家庭から出る生ごみの処理についてお答えいたします。現在当市における一般廃棄物の総排出量は、平成22年度で年間約2万8,000トン、そのうち生ごみの占める割合は約4割となっており、現在は家庭から出る生ごみの全てが熔融処理されている状況にあります。

一般廃棄物の発生量は、ここ数年減少傾向にありますものの、生ごみにつきましては処理コストや減量等の面で、まだ検討の余地が残されているものと判断しております。また、今後生ごみをバイオマス資源として活用することは循環型社会を構築するうえでも重要課題の一つと捉えているところであります。

当市におきましては、今年度学識経験者をお招きし、バイオマスの有効利用についての講演会を2度にわたり開催し、家庭でできる段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化の実演等も交えて行い、バイオマスの有効利用の啓発、普及に努めたところであります。

市といたしましても、ごみの減量は重要課題と捉え、新年度におきましても引き続き講習会を開催し、段ボールコンポストの普及促進を図るとともに、モニターを対象にした意見交換会の開催や、アンケートを通じ、その有効性を検証してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、エコキャップ回収についてにお答えいたします。ペットボトルのキャップ回収運動は、NPO法人エコキャップ推進協会が、当初は環境意識のリサイクルを目的として始め、売却益が発生したことから、途上国の子供たちのワクチン代として使うことを目的として現在に至っています。当市でのペットボトルキャップ

回収実績を調査したところ、企業や学校など22の団体が実施している状況にあります。市といたしましては、民間での活動として定着しているものと理解し、その団体が回収ボックスなどの設置の要望がありましたら協力してまいりたいと考えております。

ご質問の要旨の3点目の環境教育につきましては、教育委員会より答弁いたします。

次に、障害者施設についてのご質問につきましては、担当よりお答えいたします。

続きまして、教育行政のご質問、これにつきましては教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の環境行政についてのご質問の3点目、環境教育についてお答えします。

平成18年12月に告示された教育基本法において、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を掲げるとともに、平成19年6月に告示された学校教育法において、学校内外における自然体験活動を推進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことと、学校における環境教育の推進が求められて以降、各学校でもさまざまな取り組みが行われてまいりました。環境問題が広範囲で多面的な問題であること、また環境教育は各学校段階、各教科等を通じた横断的、総合的な取り組みを必要とする課題であるということなどから、学校における環境教育は従来から特別な教科等を設けることは行わず、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の中で、またそれらの慣例をはかって学校の教育活動全体を通して取り組んできております。

まず、これまでの実績についてお答えします。

本市の学校においては、奥内小学校が平成19年から平成22年までの4年間、エネルギー、環境教育実践校として主に生活科、理科、総合的な学習の時間、特別活動等において研究し、現在も継続して取り組んでおります。具体的な取り組みとして、風の力で車を走らせたり、発電のためにモーターを回したりしながら、基礎的なエネルギーについて学んだ後に、そのエネルギーを大切に使用したり、エネルギーを用いてつくられたものをリサイクルすることによって環境を保護することにつながっていることを学習しております。このように、地域や生活の中から教材を開発したり、体験活動を実施したりしながら、自らの問題として課題を解決していくことによって、子供たちが環境や人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるように努めております。

次に、今後の取り組みについてお答えします。環境教育にかかわって現在教育委員会として取り組んでいることに第三田名部小学校に導入いたしました太陽光発電システム及び雨水の再利用システムがございます。

まず、これらのシステムの状況を申し上げますと、設備の建設費は太陽光発電システムが約770万円、雨水ろ過システムが約1,350万円となっております。太陽光発電システムは、平成22年12月から現在まで1万2,840キロワットアワーを発電しており、電気料金に換算いたしますと、約26万円となります。これは、使用を開始した平成22年12月からの電気料金全体の2.8%を発電していることとなります。また、雨水ろ過システムにつきましては、設計時の想定値となりますが、太陽光発電システムと同様の期間で見ますと、4,900立方メートルがトイレ洗浄水として再利用され、水道料金に換算した場合、約127万円となり、全体の34.7%を賄っていることとなります。さらに、環

境に配慮した生活の啓発を目的として多目的ホールに設置した発電量掲示板のデータが理科の授業や子供たちの委員会活動において活用されています。また、雨水ろ過システムにつきましては、3年生と4年生が社会科と総合的な学習の時間において水に関するプログラムとして活用するなど、児童の環境問題に対する関心を高める意味で大きな効果があるものと認識しておりますので、教育委員会といたしましては、今後もこのような施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校給食で出る残渣の堆肥化の取り組みについてお答えします。給食施設における給食の残渣は、調理の際に発生する調理残渣と食べ残し等によるものとなります。各給食施設においては、給食残渣のさまざまな発生抑制策を講じておりますが、年間およそ50トンの給食残渣、生ごみが給食施設から発生しております。

横垣議員へのお答えと重複いたしますが、本市においては、平成25年度に実施するバイオマス資源化推進事業の実証事業である学校給食で排出される生ごみを堆肥化し活用する事業に教育委員会所管の3学校給食施設を参加させたいと考えております。教育委員会といたしましては、子供たちへの環境教育としての視点からも非常に有効な取り組みではないかと認識しておりますことから、この事業への積極的な参加を予定しているところであります。

最後に、エコキャップ回収の学校現場の取り組みについてお答えします。市内小・中学校22校中、エコキャップ回収運動を実施しているのは7校であり、環境教育の一環として、主に特別活動や総合的な学習の時間で取り組まれております。この運動は、ペットボトルのキャップ約800個で1個のポリオワクチンを購入し、世界の子供たちの命を救おうとする運動であるため、学校教育においては命のとうとさを学ぶ機会としても取り組まれ

ております。ほかにもプルタブの回収によって車椅子を購入して福祉の学習と関連づけたり、毎日の給食の牛乳パックをリサイクルして森林保護の学習と結びつけるなど、ほぼ全ての学校において環境教育と他の教育活動を関連させて取り組まれております。

以上のように、当市の小・中学校における環境教育にかかわる活動は、それぞれの学校の創意工夫により着実に推進が図られてきているものと認識しておりますことから、教育委員会といたしましては、今後も子供たちの環境保護活動を支援できるように、環境に配慮した施策を推進してまいりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項の3点目、教育行政のご質問にお答えいたします。学校評議員制度は、地域に開かれた学校づくりと学校の自主的、自立的な教育活動の展開を推進するため、平成12年4月に制度化され、当市におきましては、平成13年度より導入し、現在は市内全小・中学校に設置されております。各学校ごとの学校評議員数は3名から5名の間で、当該校の児童・生徒の保護者、学校の通学区域内にある青少年団体等に所属する方及び教育に関する理解及び識見を有する方の中から各小・中学校長の推薦を受けて教育委員会で委嘱しており、平成24年度は全校合わせて89名の方々に委嘱しております。会議の開催頻度は、学校の実情により差異はあるものの、おおむね各学期ごとの年3回の開催となっております。

学校評議員の役割といたしましては、校長の求めに応じ、学校の教育目標、教育方針及び教育計画等の学校運営に関し地域の意見を述べることとなっており、校長はその意見を取り入れ、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進できるように学校経営に反映させております。

最後に、学校評議員制度の課題についてですが、評議員の任期は1年となっておりますが、3年を限度として再任することができます。しかし、小規模校の通学区域内では、なかなか学校評議員を引き受けてくれる人材がおらず、新たな人材の発掘に苦慮しているところでもあります。教育委員会といたしましても、学校と連携し、人材発掘に努めてまいりたいと考えております。

以上が学校評議員の現状と課題でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 障害者施策についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、障害者優先調達推進法についてであります。法の施行に伴う市の現状と今後の展開についてであります。この法律は障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために制定されたもので、具体的には地方公共団体等は毎年度物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することになります。しかしながら、現状では平成25年4月1日の法施行後に速やかに閣議決定できるよう厚生労働大臣が関係省庁と協議のうえ基本方針の案を作成し、あくまでも国が基本方針を作成する予定であります。したがって、国による基本方針の策定後、調達方針に即した実施可能なスキームを構築してまいりたいと考えており、市といたしましては、今後関係者間での実情、ニーズ、さらには各事業所における提供可能なサービス、物品等をマッチングできるよう調査及び検証を踏まえ、施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、障害者の経済的自立支援についてお答えいたします。まず、障害者雇用率達成の現状については、平成24年6月1日時点でむつ市役所の場合1.78%で、国、地方公共団体の法定雇用率2.1%と比べ、0.32%下回っております。また、民間企業の法定雇用率は1.8%ですが、市内の民間企業の障害者雇用率は1.53%となっており、0.27%下回っていることとなります。

一方、市ではむつ市職員の採用試験において、身体障害者の採用枠を設けるなど、一事業者として障害者雇用に対する一定の配慮を行っており、現在正職員3名、臨時職員1名を雇用しております。

なお、平成25年4月からは、地方公共団体等の障害者雇用率が2.1%から2.3%へ、民間企業につきましては1.8%から2.0%へ引き上げられますが、地域の実情、社会情勢あるいは個々の障害者の特性との総合調整に鑑み、採用枠の扉を閉ざすことなく今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3障害一元化についてであります。平成24年4月から事業所の名称から障害者の種別が撤廃され、障害者支援施設として一元化されております。しかしながら、一部の就労系の事業所においては、3障害に対応しておりますが、事業所側の障害に対する固有の専門性はもとより、障害者個々の特性も異なっていることから、現時点においては入所系の施設については、主として対象とする障害者に対し、支援しているというのが実情であります。旧法以前と比較いたしますと、重複障害者については障害の種別によらずに支援を受けやすくなっており、3障害一元化に向けて確実に進んでいるものと受けとめておりますが、理念と現実との整合性を具現化できるまでには一定の期間を要するものと考えております。

また、経済的自立支援の現状についてであります。障害者年金、各種障害者手当はもとより、手当、共済制度、税金等の優遇制度、医療費助成などそれぞれの制度により種々の経済的自立支援を行っております。加えて地域生活支援事業として在宅サービス支援の提供と負担軽減、日常生活用具、補装具等の給付、さらには障害福祉サービスを利用されている方々には上限月額範囲で給付助成が行われ、非課税世帯については月額無料となるよう支援を行っております。しかしながら、障害者が経済的に自立し、社会参加するためには、障害者の不安を取り除くべく雇用、就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要であると認識しておりますが、厳しい雇用環境の中で十分な障害者雇用が確保されていない現状にあります。したがって、現状の経済的自立支援のほか、地域の実情、経済環境と障害者の特性を考え合わせた障害者雇用促進施策を進めていくためにも関係者間との連携により障害者雇用、就業機会の確保に向けてさまざまな要因を見定めつつ施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。再質問させていただきます。

先ほど市長よりヒアリングの件に関しましては、後ほど実数的なものをいただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

環境行政のバイオマス資源化推進事業について、新年度も継続実施となります。私も研修会に参加をさせていただきました。そのときに、この資料をいただきましたが、その中には実はいただいた資料の中に平成23年度に2万7,667トンのごみを回収し、これを処理するために約13億円の経費を費やし、ごみ処理経費として年間市民1人当たり2万円負担していることと、それからこれは

全国トップクラスの金額であるということ、またごみ減量化につきましては、本市における緊急かつ重要な課題と私も再認識をさせていただきました。また、現在原油高騰等の理由から、ごみ袋の原価やパッカー車の燃料代、また焼却経費の上昇、そしてアックス・グリーンごみ焼却炉の老朽化問題など、本市にとりましては課題山積ではないでしょうか。私もこのバイオマスの事業の推進を期待している一人ではありますが、個々にそれぞれが努力をされているのは承知をしております。ですが、今後におきまして、そのごみにつきまして、新年の市政だよりも町内会長さんからの声がありました。町内会長さんと市長との懇談会におきまして、仲町の会長さんから、ごみの搬出に關しましての相談といたしますか、行政に対する質問がありました。私も同じように町内の方の高齢化を肌で感じていまして、ごみ搬出困難世帯、障害者の方とか高齢者の方への対応については心配をしている一人であります。

また、指定ごみ袋についてであります。これにつきましては、平成21年のむつ市議会第201回定例会で自主財源確保の取り組みということで質問した思いもごみ袋の高騰ということが一番を考えて質問させていただきました。このときに広告の掲載ということで、現在1社の広告を確認させていただいております。広告を掲載させていただいているところには大変感謝をし、また行政の取り組みに対しても感謝を申し上げます。

今後につきましても、いろいろな問題点があります。大変懸念される所であり、行政といたしまして、指定ごみ袋や、それからごみステーションなどに対する会長さん、また市民の方からの要望、いろんな声が届いているのではないかと思います。それに対する行政としての考え方をお伺いします。

続きまして、市民の方からの要望であります。

今大型スーパーとかいろいろなところには資源ごみに対しまして、回収のボックスが設置され、大変市民の方は助かっていまして、市役所にもぜひこの回収ボックスを設置してほしいとの声があります。この2点につきまして、よろしく願います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 鎌田議員の再質問の通告に基づきまして答弁させていただきます。最後に、先ほど市長がお話いたしました3Rの関係を若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、鎌田議員のバイオマスの資源化の現状と課題についてでございますが、この中でごみの処理の現状、これについてお話しいたします。

むつ市の平成22年度のごみの総排出量は2万8,072トンとなっております。むつ市民1人当たり、1日でございますが、平均排出量は1,196グラムとなっております。この排出量は、現時点で公表されております最新の数字であります。平成22年度の全国平均排出量でございます976グラム、そしてまた青森県の平均排出量でございます1,047グラムと比較いたしまして、若干でございますが、高い数字となっております。

次に、搬出困難者への対応というご質問がございましたが、現在市では市全域の1,574カ所、おおむね20世帯に1カ所の割合で設置されておりますごみの集積所において、これは定期的にごみの収集を行ってございますが、議員お話しのとおり、高齢等の理由によりまして、ごみ出しが困難な方の中には福祉サービスの一環として行われております軽度生活援助ホームヘルプなどを活用している、こういう事例もございます。今後高齢化が進むにつれて大きな課題となっていくものと、これは想定されますことから、他の制度の活用も含めまして、関係部局とも協議を行いながら、研究課題として調整してまいりたいと考えております。

次に、町内会長さん等からのごみへの苦情、要望についてでございますが、現在寄せられているものとして大きく分けて4項目の苦情が寄せられております。それぞれについて回答いたしますが、まず原材料高騰によるごみ袋の価格の値上げについてでございます。こういう苦情も届いておりますけれども、市指定ごみ袋は、議員ご承知のとおり石油製品でございますポリエチレン製となっておりますので、一般論ではございますが、昨今の原油価格の高騰が原材料費に影響することは、これまた否定ができないものと考えております。しかし、市としては指定ごみ袋の製作費の高騰がただちに指定ごみ袋の値上げに結びつかないよう、発注する数量の調整など可能な限り工夫してまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、ごみの苦情、要望の2つ目、これは市指定ごみ袋の広告に関する、これは苦情というよりも実績でございますけれども、平成22年度に導入以来、広報紙、市ホームページ等で募集を行った結果、初年度では申し込みはございませんでしたが、平成23年度では、可燃ごみ袋の大小各サイズ、不燃ごみの大きいサイズの計3件に3社から応募がございました。これは、広告収入として25万2,500円となっております。

同様に平成24年度では1社から可燃ごみ袋の、これは大きいサイズの1件の応募がございました。これは、広告収入は56万円となっております。

次に、町内会未加入者への対応に関する苦情等でございますが、このごみ集積所の設置につきましては、町内会を通じて申請していただいておりますので、その維持管理に関しましては設置者をお願いしているところでございます。しかしながら、昨今では特にアパート等に居住する町内会未加入者の方のごみの出し方が悪いというような苦情が寄せら

れることが多く、市としてもそのようなごみ集積所に関しましては、現地を確認のうえ、不適切なごみ出しが確認された場合には、どのような点で不適切なのか、理由を記載いたしました、これは家庭ごみ排出啓発シールというものでございますが、これを張りつけて、出した方に改善を促したり、特に問題が多い集積所につきましては、啓発用のポスターを掲示し、あわせてアパートの管理者などにごみ収集カレンダー等を配布し、入居されている方へごみ出しに関するルールについて、これを周知していただくようお願いをしているところでございます。

また、新たな転入者に対しましては、市民課窓口でカレンダーを配布しておりますほか、市内各公共施設でもカレンダーを備え、ルールの周知を図っております。今後も引き続きこれらの啓発を行ってまいりますほか、さまざまな広報媒体を活用し、効率的な啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、苦情等の4つ目でございますが、ごみの出し方に関するルール違反でございます。この点につきましても、今後も継続して事案ごとに細やかな啓発活動を行ってまいりますほか、広報を活用した市民一人一人への意識啓発を行っていくことが重要と考えてございます。市では、その一環として、よりわかりやすくなるようごみ収集カレンダーの見直しを行い、ごみの分け方、出し方についても記載事項を充実させるなどの取り組みを行っております。

ごみ出しについては、きめ細かな情報提供とあわせ、市民一人一人のモラル、意識の向上が必要となりますので、今後もさまざまな機会を捉えて意識啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、これはご質問の4点目になりますが、庁舎への資源ごみの回収ボックスの設置というこ

とでございます。これは、資源ごみにつきましては、ごみ集積所に出す方法、そして町内会単位で実施している資源ごみの集団回収、場所、そこに出す方法がありますほか、市内の大型スーパー等での店頭回収、本年度からは青森県とむつ市、そして回収業者の連携によります事業として古紙リサイクルセンターが2カ所に設置され、さまざまな方法で回収をしているということでございます。

資源ごみの回収は、ごみとして処理する廃棄物の減量につながりますし、資源循環型社会の構築に寄与するものでございまして、市としても今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。このため、平成25年度では資源ごみの回収のあり方についてどのような方法がよいのかの研究を行うため、これは市の空き用地や市の施設を活用いたしまして、市民が土曜日、日曜日など休日を活用して資源ごみを自由に持ち込むことができる資源ごみの回収場所を設置いたしまして、導入の効果や課題を検証するための事業を実施する予定としてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、3Rの関係でございますが、まず市では実証試験として、平成25年度、新年度でございますが、先ほど教育長が答弁いたしました教育委員会の中における取り組み、これは堆肥化によって学校の花壇等に給食の残渣の堆肥化ということでございます、これを学校の花壇等に活用する事業、そしてこれは市として本年度から実施しているものでございますが、例えば段ボールを利用した家庭の生ごみ、これを堆肥化する、こういう事業を新年度も引き続き啓発事業として講演会等を含めて実施する予定としてございます。

先ほども若干触れましたが、資源ごみの回収事業を、その市の施設を利用して土、日等を活用して行うというものが、これが実証試験のグループ

でございますが、そのほかに例えば市では、これ下北地域広域行政事務組合で処理しておりますアックス・グリーン、溶融炉、これはごみの中には例えば金属とかさまざまな資源が含まれているわけでございますが、この炉におきまして、副生成物として、これは資源回収ということになりますか、例えばアルミであるとか鉄だとか、そういうものが回収されていると。もう既に今資源化というものへの取り組みは、従来からもこの炉においては行われているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 鎌田議員、質問の要旨と若干違っていましたので、その辺注意しながら質問してください。22番。

○22番（鎌田ちよ子） 今部長から答弁いただきました。ごみ回収につきましては、バイオマス資源化推進事業についてであります。今後も鋭意努力をよろしくお願いいたします。

また、昨年12月にインクカートリッジの回収ボックスを本庁、分庁、また図書館に設置をさせていただき、ありがとうございます。

次に、質問の2、障害者施策についてお伺いをいたします。障害者の就労支援についての再質問であります。現在障害者の工賃倍増5か年計画、2007年から2011年度の実績は、基準2006年度が1万3,661円、2011年度の実績が1万3,652円と、これは月額で基準を下回っている現状にあります。本市の授産施設とか就労継続支援B型の事業所など、本市の状況につきましてはどのようになっていますでしょうか。何名の方が在籍して、仕事内容はどのようなことで、また工賃の現状と施設の課題について、また施設に対する行政からの支援は、先ほども答弁をいただきましたが、もう少し詳しくお知らせをお願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 再質問にお答えしま

すけれども、順番が若干前後しますけれども、お答えいたします。

まず1点目として、市内の就労系事業所の利用者数についてであります。就労移行支援事業所が2カ所、継続支援A型事業所が2カ所、B型事業所が4カ所となっており、定員の総計が160名で、むつ市内の利用者数は111名となっております。

また、2点目の事業所で行っている仕事の内容については、各事業所によって異なりますが、サービス業種ではクリーニング、清掃、軽食サービス、弁当、珍味等の袋詰め、パック折り、箸入れ作業等をしており、物品部門ではパン、ベコ餅、パウンドケーキ、バイオ・ディーゼル・フューエル、いわゆるBDFです、それから手芸、木工作品、農作物等の生産、加工を行っております。

3点目として、事業所の工賃の現状についてであります。これも事業所によって異なりますが、また作業の日数、内容、月によっても異なりますので、画一的に申し上げることは困難ですが、平均いたしますと、月額1万5,000円程度と聞き及んでおります。

4点目として、事業所の課題に対する行政支援についてであります。今後利用者のニーズに伴って定員の増、あるいは多機能型事業所の運営形態に伴うA型、B型、それぞれの利用者数による定員の変更など、各事業所の課題に対する相談について、利用実態に沿って前向きな行政支援を行っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、特に定員につきましては、むつ市外の隣接町村の利用者もありますことから、事業所の課題と障害者のニーズの整合性において、共通認識に基づき行政支援をしているものと考えております。今後に向けましても、関係者との総合調整に沿って可能な行政支援を持続的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 障害者優先調達推進法、この法の施行に当たり、これからも全庁が一丸となって、こういう方々の支援にという思いでありますので、よろしく願いをいたします。

今回心を病んで仕事をやめざるを得なかった20代、30代、50代の方の家族の方からの相談がありまして、現実は大変厳しいということを私自身も身に、何かやってあげられることはないだろうか、またそういう方に寄り添うことはないだろうかという思いを強くした次第であります。行政のサポートをよろしく願いいたします。

教育行政について、再質問させていただきます。第三者機関の設置推進についてであります。保護者が担任教師や校長に不満を持っていても、市の教育委員会には相談しにくい、またいじめ、体罰などの事案が特に昨今多発している状況にあるのではないのでしょうか。今自治体の取り組みとして、緊急学校支援チームが設置され、いじめ、非行、不登校、モンスターペアレントの対応に、退職された校長先生とか指導主事の先生とか、退職された養護教員の方とかのチームで構成して、この活動が活発にしている自治体があります。このチームは、問題発生と同時に直接家庭に赴いたり、また課題解決に当たっています。そして、警察や児童相談所とも能動的に連携をとるということが特徴的と伺いました。また、モンスターペアレントの過度な要求に対しても、経験がなくて孤立している新人の教員をバックアップするなど、大変活躍されているとも伺っています。昨日ですが、同僚議員が不登校の問題に対して対策を質問いたしました。現場の先生たちの責任ということではなく、側面から、また全面的ないろんなサポートが、個々のサポートが必要と強く感ずる一人であります。その先には、子供たちの学力向上、また

子供たちの夢の実現につながっていくものと信じています。この第三者機関の設置についてお伺いをいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 教育委員会、そして学校に属さない独立した第三者機関の相談窓口の設置ということでございますが、ヒアリングの段階ではちょっとどういう機関なのか、どういうものなのかというふうなイメージがちょっとつかめませんでしたので、その形で回答させていただきたいというふうに思います。

まず教育委員会といたしましては、現在不登校等児童・生徒及び保護者の相談窓口として教育相談室を開設し、教育相談支援員等を配置し、その対応に当たっているところであります。また、県教育委員会のスクールカウンセラー配置事業を活用し、市内小学校4校、中学校6校にスクールカウンセラーを配置して、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行っております。さらには、田名部中学校においては、労働安全衛生法の規定に基づき産業医を配置し、教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に努めております。悩み事があったときには、児童・生徒や保護者の方々にも最も身近な存在である教職員にまず相談していただきたいというふうに思っておりますし、現在教育委員会及び学校において既に設けておりますさまざまな相談窓口を十分活用いただいていると認識しておりますことから、ここで改めて学校や教育委員会と関係のない第三者機関というのを設ける必要はないものというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 第三者機関の設置について、市長の所感をちょっとお伺いしたいと思えます。

これまで大津市の市長さんとか、また大阪市の橋下市長さんとか、事案があったときにマスコミ会見とかいろいろ会見されております。いつ、何が起きるか、起こってはほしくないのですが、いろいろなことで今そういう子供たちも、またそれを見守っている先生も、そして家族もいろいろな問題を持っているのではないかなと思う一人であります。市長も教育の現場に長くおられた方ですので、子供たちの夢をかなえるその一つの思いで、所見をぜひお願いします。

○議長（山本留義） あくまでも答弁者は教育委員会委員長になっていきますので、その辺を考えながら。市長。

○市長（宮下順一郎） 第三者機関の今設置についての私の所見というふうなことでございますけれども、これは先ほど教育長が答弁をなさったとおりで、それから域を脱しないものと、そのとおりだと、こういうふうに思います。しかしながら、これ今例を挙げられましたけれども、大津市、大阪市というふうな形の第三者機関、問題が発生して設置されたというふうなことは承知しております。私は、その部分においては、先ほど教育長が答弁をなさいましたように、当市においてはこの部分では教育委員会はしっかりと子供たちのためのさまざまな制度、そして機関で対応してくれているものと、このように認識をしておりますので、教育長の答弁から外れるようなことは現在考えて、所見として述べさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時25分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎会議時間の延長

○議長（山本留義） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎石田勝弘議員

○議長（山本留義） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第215回定例会に当たり、さきに通告したとおり、新年度の新規事業についてと除排雪についての2項目にわたり一般質問を行います。

初めに、新年度の新規事業についてお尋ねいたします。今定例会の初日、宮下市長が行った平成25年度一般施政方針の中で3つの重要な新規事業が明らかになりました。1つは、観光や産業振興の拠点ともなり得る道の駅の建設であり、また1つは市の各施設に設置した太陽光発電施設によって節約できた電気料を積み立てる太陽の恵み基金の創設であります。さらにもう一つは、脇野沢不法投棄現場廃棄物対策事業であります。これは、合併前の旧脇野沢村で発生した産業廃棄物不法投棄問題の解決に向けた取り組みを新年度から3年間で行うという事業であります。この問題は、平成20年に事実が判明して以来、約5年を経てようやく廃棄物を撤去し、原状回復に向けた事業を進めるものであります。発覚からの4年間は、市の厳しい財政事情などから、汚染拡散防止の遮水工事など、応急対策にとどまっていたものであり、この間脇野沢地区住民の皆様には大きな心痛を与えたことと思います。

さて私は、この3つの重要な新規事業のうち、今回は道の駅の新設と太陽の恵み基金について質問いたします。

まず、道の駅新設事業についてであります。この事業は、国道279号と下北半島縦貫道路むつ南バイパスが合流する付近、つまり国道279号と国道338号が交わる地点に休息機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの基本機能を持つ施設であります。あわせて地域の防災拠点として、その機能をあわせ持たせるものとなっております。新年度はその建設に向けた基本構想の策定に着手することになっております。そこで、次の8点についてお伺いいたします。

まず、市の考えでは、道の駅の建設予定地は、いわゆる国道279号と国道338号の結節点としておりますが、いつごろからこの地が道の駅にふさわしいと考えておられたのかお伺いいたします。

次に、建設予定地としてはどこが一番よいと思うか、基本構想を策定する際に、一般市民や学識経験者の意見を求める必要があると思いますが、その準備はなされているのでしょうか。

3つ目は、道の駅の土地の広さ、施設の数などについてであります。トイレや物産展示販売所などの本体のほか、情報発信など3つの基本機能や災害対策機能を持つ施設も別々に建設することになるのかどうかお伺いいたします。

4つ目は、この道の駅が開設になれば、観光物産館や来さまい館など既存の類似施設との役割分担が不明瞭になるおそれがあると思われませんが、そのすみ分けをどうしようと考えておられるのかお伺いいたします。

5つ目は、道の駅開設により少なからず影響が及ぶと思われる民間の観光物産関係者からの意見を聞くべきと思いますが、お伺いいたします。

6つ目は、報道によりますと、市が用地を買収して、中核となる道の駅は県が建設し、そして市

が運営を請け負う形と想定しているとありますが、県との話し合いは既に進んでいるのでしょうかお伺いいたします。

7つ目は、道の駅に付随する建物の建設する財源についてと、道の駅が開設された場合の運営主体はどうなるのかお伺いいたします。

最後に、道の駅開設の目標時期はいつごろを想定しているのかお伺いいたします。

次は、太陽の恵み基金についてお尋ねいたします。まず、この太陽の恵み基金の全体像についてであります。非常時の際の電源確保を目的に、本庁舎など市の施設に太陽光発電システムを整備し、蓄電池に蓄えるとともに、余剰分を庁舎内の照明に使用するというものであり、その分東北電力から購入する電気料が削減されることから、その削減された電気料金を太陽の恵み基金として積み立てるという理解でよろしいのでしょうか。

次に、この太陽光発電システムの整備は、新年度予算の再生可能エネルギー導入事業で整備されると聞いておりますが、そもそもこの整備事業に充当する再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援金とはどういうものなのかお伺いいたします。

次に、太陽の恵み基金に積み立てられる予定となる節減される電気料金の試算方法についてお伺いいたします。また、新聞報道によりますと、既に大畑中央保育所や第三田名部小学校では太陽光発電設備が導入済みであり、その分を加算することですが、それぞれの設備や電気料金の削減分についてお伺いいたします。

最後に、一般家庭用太陽光発電システム等の導入を支援するとしておりますが、具体的にはどのように支援するのかお伺いいたします。

質問事項の2項め、市の除排雪問題についてお伺いいたします。昨年は、2月1日の暴風雪のため、約400台の車両が雪の中に立ち往生したこと

に象徴されますように、未曾有の豪雪に悩まされ、実に10億円以上の除排雪費用を計上し、むつ市の財政を圧迫したことは私たちの記憶に新しいところであります。今冬は、12月から何度も大寒波が来襲したものの、2月初旬までは降雪量は少なく安堵しておりましたが、2月10日ごろからの寒波に加え降雪量も多くなり、ついに3月1日の3回目の補正で除排雪費用は6億3,000万円の計上を余儀なくされました。

最近の除排雪費用の推移を調べましたところ、降雪量が少なかった平成18年度から平成20年度までの3年間はそれぞれ1億4,500万円、1億8,500万円、1億7,300万円でありましたが、その前の平成17年度は4億9,200万円でありました。そして、平成21年度が5億9,500万円、平成22年度が4億1,800万円であり、この水準が平年並みとすれば、ことしの6億3,000万円は、今のままで済むならば平年よりやや多い額であります。何とか今後の補正がないことを祈るばかりであります。

雪が降りますと、欠かせないのが除雪と排雪の業務であります。これは、市民生活に密着した重要な業務であり、除排雪をしていただく作業員の方々は、深夜や早朝にかかわらず、市民生活や産業を守るため日々業務に精を出していただいておりますことに対し、深く敬意を払うものであります。しかしながら、県内一の広い行政区域を持つむつ市内では、全ての住民が100%満足できないことが多くあるのも事実であります。かなりの降雪なのに除雪が遅い、積雪が多く人が安心して通行できないのに排雪してくれないなど苦情も多いのであります。そうかといえば、ここは除雪だけで十分なのに、無駄な排雪が多いのではとむつ市の台所を心配してくれる市民もおります。青森県内のある市の除排雪委託業者の中には、酒気帯び運転で除排雪業務に従事し、人身事故を起こした

り、除排雪用の登録台数が複数の会社で重複登録したことにより実働車両台数が30%も減少し、除排雪作業が滞ったという記事が報道されております。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

まず、除雪、排雪の基準についてお伺いいたします。

次に、除排雪委託業者との契約及び指導についての実態についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたしますが、市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新年度の新規事業についてのご質問の1点目、道の駅新設についてであります。本定例会初日の一般施政方針の中でも述べましたように、新年度における新たな事業の一つとして、災害時の物流の拠点となり得る防災機能を兼ね備えた道の駅建設に取り組んでまいりたいと考えております。

道の駅の整備につきましては、これまでもむつ市議会一般質問やこども議会などでたびたび質問がなされてきたところでありますが、私自身もその必要性は十分感じていたところであり、下北半島縦貫道路むつ南バイパスの供用開始も視野に入れ、当地で生産される多彩な農林水産物の販売による1次産業の振興や当地の魅力ある物産のPR、さらには観光情報の提供や案内などのほか、道の駅そのものが観光資源となるような施設として整備したいと考えております。

また、近年発生した大災害に際しては、住民の避難場所や救援物資等の集配拠点など防災機能についても着目されていることから、これらを総合的に網羅した道の駅整備基本構想策定に着手する

こととした次第であります。

予定地につきましては、国道279号バイパスと国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパスが接する付近を考えております。下北半島縦貫道路むつ南バイパスの供用開始により、大畑、大間町方面や川内、脇野沢方面への観光や物流等、道路交通の利便性が向上し、ビジネスのかなめとなり得る地点であり、道の駅の建設地点としてふさわしいと考えております。

また、施設の規模、機能、建設の費用、開業の時期などにつきましては、基本構想策定の作業をしていく中で検討していく必要があるかと考えております。

さらに、建設に当たっては、他の施設と機能が重複する部分や、運営主体、民間事業者等からの意見の聴取といった部分につきましても、基本構想策定作業と並行して十分な検討を加えなければならぬものと考えております。

いずれにいたしましても、基本的には休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能に加え、災害発生時の物資の供給ターミナル、広域避難における中継基地などとしての役割も十分に果たすことが可能な多機能型の施設を想定し、道の駅の大きな要件となる24時間トイレ、駐車場につきましては用地の取得も含め県が整備することで協力が得られるものと考えております。その他の施設については、国・県等の補助事業を模索しているところでもあり、基本構想策定から開業まで現段階では数力年を想定しております。

市といたしましては、道の駅の整備によって当地域の農林水産物の消費拡大による1次産業の振興が図られ、雇用の創出及び交流人口の増加など、複合的に地域の活性化が期待できると考えるところであります。

次に、太陽の恵み基金についてのご質問にお答

えいたします。本年度より取り組んでおります再生可能エネルギー導入事業により、新年度においては新たに本庁舎に太陽光発電システムが整備され、発電される電力は庁舎の照明等に供給されることとなります。これにより庁舎の使用電力量がわずかではありますが、削減されることとなりますことから、この電気料金の節減分を太陽の恵み基金として積み立て、何かの事業に活用できないものか検討してまいりました。太陽光を太陽の恵みと置きかえ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及の財源として活用を図り、まずは一般住宅用太陽光発電システムの導入を支援することとし、将来的にはその支援範囲を拡大させていきたいと考えております。

現在太陽光発電システム普及のための地方自治体の支援は、県内13市町村で実施されておりますが、当市といたしましては、公共施設に設置した太陽光発電でどの程度の発電が可能なのかを電気料金で示し、この恵みを市民に還元したいと思うものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。詳細につきましては、担当より説明いたします。

次に、除排雪についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、除雪、排雪の基準についてであります。市では毎年除雪シーズン前にむつ市道路除排雪計画を策定しており、その中で除雪の出動基準を定めております。除雪の出動基準につきましては、降雪量が10センチメートル以上を目安としておりますが、パトロールで確認した雪質や降雪状況に気象予測などをあわせて、道路交通に支障を来すと判断した場合に出動を決定しております。基本的に除雪作業は交通量の少ない深夜から早朝に実施しておりますことから、朝から日中にかけて降り出した雪については、出動が難しい場合もございますが、タイムリーに除雪車を出動させるよう努力しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、排雪につきましては、市内のパトロール及び市民や除排雪委託業者からの情報提供により、バス路線、通学路などの幹線道路の幅員が狭くなり、歩行者が歩くスペースが確保できない場合や、一時堆積場所のスペースが確保できなくなった場合など、現地の状況を職員が確認したうえで、小型ロータリー車等による路肩の拡幅排雪、一時堆積場所の排雪を指示しております。

次に、ご質問の2点目、除排雪委託業者との契約及び指導についてお答えいたします。ご質問の内容は、除排雪委託業者との契約時にどのような指導をしているかとのことでございますが、市では毎年道路除排雪業務の契約締結時に委託業者除排雪会議を開催し、除排雪時の注意事項や前年度までに市民から寄せられた要望、苦情等の内容を全業者で確認したうえで、その年の除排雪業務に当たるよう指導しております。特に今年度は、青森県建設業協会下北支部のご協力をいただき、除排雪機械のオペレーターを対象とした講習会を開催し、技術面や安全面での指導を強化し、市内全区域で同様な除排雪作業が実施されるように取り組んでいるほか、最近の県内他市における除雪作業中の事故等を受けて、平成25年3月4日付で市内全業者に対し、注意喚起の文書を送付しております。

さらに、除排雪期間においては、パトロールや市民からの苦情、要望などで改善すべき点が判明した場合には業者と連絡をとり合い、必要に応じて現地の状況を確認したうえで指導するなど、できる限り地域住民の声に応じて除排雪作業を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 太陽の恵み基金につきまして、市長答弁に補足いたします。

まず、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金についてでございますが、この基金は、

環境省が災害に強い自立分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域をつくり上げることを目的に創設したものでございます。東北6県と茨城県、そして仙台市の7県1市に対して総額で840億円を交付し行うものでありまして、本市には青森県を通じ、平成24年度から平成27年度までの4年間で約2億円が交付される予定であることから、この財源を活用し、市役所本庁舎などの防災拠点施設や避難所の防災強化を行うこととしております。

次に、節減される電気料金の試算方法についてでございますが、それぞれの施設ごとの太陽光パネルの設備容量にむつ市における設備容量1キロワット当たりの年間発電量を乗じて得た設備全体の年間発電量に東北電力管内における一般的な家庭の電気料金区分の単価22円56銭を乗じた額を節減分の電気料金としております。その結果、大畑中央保育所につきましては、設備容量が3.6キロワットでございますので、年間8万4,218円の節減、第三田名部小学校では設備容量が5.13キロワットでございますので、年間12万111円の節減、市役所本庁舎では設備容量が20キロワットで年間46万7,880円の節減となります。このことによりまして、平成25年度に基金に積み立てる金額は再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の事業期間に合わせ、大畑中央保育所及び第三田名部小学校は平成24年度と平成25年度の2年分、市役所本庁舎は本年12月に工事が完成する予定でありますことから、1月から3月までの3カ月分として合計で52万5,428円が電気料金の節減になると試算しております。

次に、一般家庭用太陽光発電システム等の導入支援方法につきましては、2キロワット以上6キロワット未満の一般家庭用太陽光発電システムを導入する市民に対しまして、新規の設置であること、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約

を締結していることなどの条件を付しまして、一律5万円を補助したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 再質問させていただきます。

まず、道の駅についてでございますが、8項目にわたって質問しましたが、それを一まとめにして、ほんのわずかの文字数で答えられて、非常に簡明簡潔といえますか、よくわかりました。しかしながら、私は何でこういう細かく聞いたかと申しますと、2月23日の新聞報道、これはよくご存じですよ、市長も。すごく詳しく載っているのです、我々が全くわからない時期に。そうすると、これは複数の方からの情報でという話なのですよね。複数といえますと、先ほど市長に冗談で、「市役所の人たちが、これ全部言っているのか」と言ったら、これもジョークでしょうけれども、「いや、私が言いましたよ」と市長が言いましたけれども、このぐらい詳しくなっているのですよね。例えば大規模災害発生時に多くの市民が避難する経路になる見込みのため防災拠点機能として飲料水、食糧を備蓄する方針だとか、あるいは近隣にはガソリンスタンドや郊外型の飲食店などが点在しており、災害協定を結んで非常時に素早く物資を調達できる。これ物資というのは、食料品が、もしかしたらこの近くの話、あとガソリンスタンドですから、灯油、ガソリンということですね。さらに、駐車場に対しては、太陽光発電のほか地中熱を利用するシステムを導入するのだと。こういうような、いわば構想ですよ。構想を策定するのがことしなのですが、策定する前に、もう策定されているのです。これについて、ちょっとおかしいなと思ったので、実際建設予定地の構想はいつからかと聞いたのは、そういうことなのです。これについて、もう一度市長のご見解をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この道の駅の構想につきましては、先ほど壇上でもお答えいたしました。

まず、この議会の中で一般質問等がございました。非常に私も関心のある事業でございました。そしてまた、こども議会でも具体的に道の駅をつくったらどうかというふうな形の中で、慎重に検討したいと。さまざまな形の中で私もずっと心の中に、非常に魅力ある施設であるし、先ほど観光、物産、そういうふうな部分については、非常にこれは魅力のある施設であるということをやっと心の中に秘めておりました。そしてその間、この職についてからそうなのですが、その前もそうでしたけれども、この間3.11大震災がございました。私も下北地域広域行政事務組合の管理者として被災地支援というふうなことで消防隊が6次にわたってですか、出動いたしました。そして、どこどこに行くというふうな際、そこにはやはり中継地点として道の駅、それからパーキングエリア、そういうふうなものが非常に災害時にロジスティクスといえますか、そういうふうな兵たん基地として非常に有益な効果がある施設であると。そして、昨年秋口だったでしょうか、またそれに私の背中を押すような形の中で1つ事案がありました。それは、東北地方に点在する道の駅の勉強会がございました。当市は、川内の道の駅と、そして脇野沢の道の駅、そしてその担当を派遣し、そしてその講演等々をお聞きする機会がありました。その際は、やはりこれからの道の駅は物販のみならず、今お話をしましたように、災害時にどういうふうなロジスティクスとして効果を発揮するのかというふうなこと、その部分が非常にまた私の背中を押すことになった次第でございます。そこで考えるならば、やはり道路状況、この部分をしっかりとロケーションとして考えていかなければいけないだろうと。そうしますと、国道279号、そして

国道338号、そして下北半島縦貫道路むつ南バイパスの結節点付近というふうなのが、そういう意味では西通りにも、そしてまた北通りにも、そして下北半島縦貫道路を使った中でのさまざまな物流、支援、そういうふうなものが最適な場所であろうと、こういうふうな形の中で決定をしたわけでございます。

先ほど地方紙のこの部分のことをお話しになりましたけれども、この部分で複数の関係者への取材というふうなことでありますけれども、実は私も取材を受ける段階で、はっきり言ってちょっと驚きを持って接しました。役所の中からは、多分その情報等は漏れていない、情報管理はちゃんとしっかりしていると思います。先ほどちょっと再開前に冗談の中で私が言ったというふうなことを言いましたけれども、取材を受けましたので、この部分についてはやはり真摯な答えをするべきであるというふうなことでありますけれども、この複数の関係者というふうなことは、それなりの我々は関係者に打診をしておかなければいけない、こういうふうなところが手続上やはりあるわけでございます。そちらのほうから情報がある程度伝わっていたのではないかと推察しております。

ただ、そこには地中熱を利用するシステムなどの導入とかというのは決定したわけではございません。検討していくというふうなこと、そういうふうなところを、まだ断定ではございません。これは、基本構想をつくっていく中で可能なかどうか、こういうふうなものをさまざま検討をやって全体図をつくり上げていく。そういう意味では、本日の石田議員の一般質問、こういうふうな機会を通じてご提案がございましたら、さまざまな意見として我々も参考にさせていただき、その基本構想の中に盛れるかどうか、そういうふうなことの検討もまたあわせてしていきたいと、このように思いますので、よろしくご意見も賜りた

いと、このように思います。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） ただいまのご説明、よくわかりました。

まず、道の駅つくるということに対しては、私ももろ手を挙げて賛成でございます。私この文書を見てまず1つ心配したのは、防災拠点機能としてという、ここなのです。そうすると、あそこの土地は、海拔何メートルなのですか。私の住んでいる苫生町のあたりは2.7メートルです。大体平均していると思うのですが、もし四、五メートルの津波が、これもしですから、日本全国、全部今もしでやっていますから、いいと思うのですが、そこであれは何メートルにあるのかお伺いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これ、もしというふうなお話でございますけれども、海拔、その周辺は約3メートルを超える程度でございます。ただし、これは海に面しているわけではございませんので、田名部川を遡上してきて考えられるわけでございますけれども、ことしの1月に県が公表しました津波浸水予測、この部分の浸水区域には含まれていないというふうなことでございますので、もしという、何十メートルが来るかわかりませんが、この部分ではより高台にというふうなことになろうかと思っておりますけれども、その部分では陸奥湾から田名部川を遡上する可能性のある津波に対しても影響はないものと、そしてまたことし1月に発表された津波浸水区域、これにも入っていないというふうなことでございますので、それなりに安心できる場所ではないかと、このように思っております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 今海拔3メートルということで、津波は大丈夫でしょうという想定ですが、あ

くまでも県で発表したのも、結局は想定でございますので、万が一、あそこのむつ南バイパスのところにつくるといこともまあ位置的には、ロケーション的にはいいのかなと、こう思うのですが、ではそれよりもうちょっと高台、ずっと土手内のほうから行きますとむつ南バイパス、川渡って最花のほうに、そっちのほうが高いのです。あっちも国道338号にそんなに遠くない、そういうロケーション的に言えば。ここよりは、ここは結節点ですので、確かに最良かもしれない。だから、そういうことも考えられるしということで、私が選定場所の際に市民や学識経験者の意見を聞いたらいかがかという話です。

もう一つ聞きますけれども、策定するのは職員なのですか、それとも委託するのですか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 基本構想の策定に当たりましては、職員だけであれば不十分な場面もあろうかと思って考えておりますので、でき得るものであれば、今その構想に向けた予算というふうなものも新年度予算に網羅してございますので、でき得るものであれば委託というふうなことも考えてございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 委託とすれば、非常に金額が少ないのではないかなと、268万円ですか、これで十分かどうかわかりませんが、あるいは委託した場合、その業者が先ほど私が聞きました市民の意見など聞く会とかそういうことをしてくれるのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 私今お話ししましたものは、あくまでも基本構想策定の部分でございますので、当初この事業を進めるに当たりましては、私今考えているものは、基本構想策定した後は基本計画の策定が必要になろうかと思っております。した

がしまして、基本構想の策定部分ができただけには、市民からのお声などを聞く場面も設ける必要があろうかと考えてございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 市民からの意見を聞く場面もあるだろうではないのです。これやらなければだめなのです。皆さんからの意見、ちゃんと聞かなければいけません。

それから、その構想する場合に当たって、もちろん今までの類似施設とのすみ分けというのは、それはこれからおいおいとやられればいいと思います。

先ほど市長は、相手もあるから、いきなりというわけにはいかない、だから事前にいろんな複数の方にお話ししているよという話をされました。そうすると県との話し合いも当然なされていると思うのですが、その辺の状況をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県との接触はありました。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） これ構想はこれからなのですが、だからはっきりした答えはできなくてもよろしいのです。市長の考え方を今ちょっと聞いていますから。

そうすると、その道の駅の運営は、第三セクターでやるかとか市が直営するか、いろいろなタイプがあるのですが、今市長はどのように考えていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この道の駅という一つの大きなスキームの中で考えれば、それぞれの機能があるわけでございます。その機能によって、どこが運営していくのかというふうなことになろうかと思っております。

先ほど壇上でもお話をしましたように、例えば24時間トイレ、駐車場、その下の駐車場、下地の

駐車場、そういうふうなものは、要するに県のほうとの交渉の中でやっていかなければいけません。そして、物販はどうなっていくのか、観光案内はどうなっていくのか、そして防災機能を持たせるというふうなことです。そういうふうな要するにロジスティクスの部分はどこでやっていくのかと。これらは、やはり基本構想の中で十分県とも協議を進めながらしていく必要があると思います。整備費については、それは国・県の補助も利用した形の中にあります。国もやはり農林水産省の補助、国土交通省の補助とか、さまざまな形での補助がありますので、そういうふうな中で要するにベストミックスの中で考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 最後に1点確認いたしたいのですが、道の駅の開設目標時期、先ほどのご答弁では、数カ年かかりますよと、ことし策定して基本構想をつくって建設、当然ですよ。ところが、むつ南バイパスの開通前にこれができるのでしょうか、それとも開通に合わせてできるのでしょうか。その前にむつ南バイパスの開通はなかなか難しいと思いますけれども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどちょっとお答え漏らしましたけれども、石田議員のほうから、市民の意見を聞くべきであるというふうなお話がありました。基本構想はある程度つくって、そして基本計画になる段階でさまざまな形、北の防人計画でも手法を講じておりましたさまざまなご意見を聞くというふうな場面、これは考えていく必要があると、こういうふうに思います。前向きに検討させていただきます。

むつ南バイパスの開通の前か後ろかと、いつこれ完成するのだろうか。むつ南バイパスから、

はっきり言って聞いてみなければわかりませんが、非常に遅々として進んでいない状況、これも積極的に議会のお力をおかりしながら、国・県に対しては、防災の部分での重要性はますます増してきているわけですので、この部分は積極的に働きかけて早期完成、これを目指していきたいと、こういうふうに思いますけれども、何年後なのだろうかはわかりません。その前に可能性は道の駅の完成。数カ年ですので、道の駅は10年とはかからないと思います。そういう意味では、多分むつ南バイパスの完成前に、それよりも早くむつ南バイパスが一举に開通するというふうな、集中的に県、国が予算を配置してくれば非常にいいわけですので、そういう意味では道の駅をつくるということも、また一つのむつ南バイパス早期完成に向けての後押しになってくれればなというふうな思いも今の議論の中で感想を抱きました。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 大体わかりましたが、うがった見方をすると、この道の駅が、そのむつ南バイパスの建設に寄与するのではないかといううがった見方もあります。それについてどう思われますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） うがった見方だと、こういうふうに思います。私たちは、そういう意味では先ほど来お話をしておりますように、さまざまな段取り踏んだ中でこういうふうな計画を策定しようというふうなことでございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 次は、太陽の恵み基金についてお尋ねいたします。この間、議案審議でも多くの議員が質問なさっておりまして、十分にわかっておりますが、何点かについて再質問させていただきます。

まず、この間の議案質疑の中で私が把握しているのは、一般家庭への支援は1件5万円まで、年間5件ということですが、それで間違いありませんか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議員おっしゃるとおり、5件分を予定しております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） そうすると、平成25年度、こ
としは50万円について25万円まで、そうすると残り
り25万円の使途はどのようになりますか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

今回25万円ということで当初予算のほうにのせ
させていただきますけれども、これはあくまでも
も取っかかりというようなことで、どのような申
請状況になるかというのはちょっとつかめないも
のですから、とりあえず5件分ということで25万
円を計上させていただきました。

また、基金として52万6,000円というようなこ
とですので、その申請、応募状況等を見まして、
必要であればその50万円まで、いわゆるあと5件
分の追加というのは補正予算等で対応してまいり
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） これも新聞報道によるので
すが、そういう支援のほかに、これ将来ですから、
将来は市議会とも相談しながらと書いてあります
ね、学校図書の購入や福祉分野への活用などとい
う使い方を市長が話しているということですので、
その学校図書はわかるのですけれども、福祉
分野への活用というのはどういうことを想定され
ていますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、あくまでも社説を

ごらんになってのお話だと思いますけれども……
違いますか、そうですか。この部分につきまして
は、私の太陽の恵み基金というのは、先ほど壇上
でも、そして今担当のほうもるご説明をしまし
たけれども、お日様のぬくみ、明るさ、これが届
いていないところがあるのではないだろうか。ま
ず1つにキックオフした段階では、直接のその
部分で恩恵がもたらされるであろう電気料の節
減、この部分を還元をしていって、電気料還元で
はありませんよ、還元していって、そして太陽光
パネルをつけることによって再生エネルギー、こ
の部分の利用について市民の皆さんのご理解をい
ただく、そしてこの基金を見える化することによ
って、その部分がまた理解が深まってくるだろう、
こういうふうなスタートでございます。

そして福祉分野、どんなことというふうなこ
と、これはやはりこの部分において市議会と相談
しながらと、相談というよりもご意見を伺いな
がらというふうな多分前振りがあると思いますけ
れども、そういうふうな形で議案審議だとか、そ
してまた本日の石田議員からのご提言等を受けな
がら、さまざまな形に広げることができればいい
など。しかしながら、限られた財源でございます
ので、この部分にはなかなか満遍なくというふう
なことはできないと思いますけれども、この部分
においてもご意見を伺いながら、福祉分野、そし
て学校図書だとか、なかなかこういうふうな財政
状況ですと行き届かない、太陽の光が届かない、
ぬくみが届かない、そういうふうなところにこの
基金を応用していければなど、将来的なお話で
ございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） これから本庁舎と、それから
川内庁舎に設置しますと、平成27年から節減分
で積み立てられるのは90万円を超すでしょう
という試算になっていますね。そうすると、ず
っと継続

されていきます。そうすると、平成25年度は5件だけやったとして残り25万円、平成26年度は45万円、平成27年度以降は毎年65万円、一般家庭への支援の後に残るお金ですね。そのお金でいろいろなさるのしょうけれども、機械設備ですので、必ずメンテナンスが必要なのですよね、何年もたてば。そうすると、修繕の財源というか、それはその中で賄うのかな、それとも一般会計から出るとのかなという考えと、それからもう一つ、この太陽光発電システムの耐用年数そのものは、大体想定は幾らなのでしょう。そうになったら、例えば20年でも30年でもいいのですが、それ過ぎた後はどうなるのか、その辺お尋ねします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成25年度から本庁舎の上に太陽光パネルが設置されていきます。そして、川内庁舎というふうな形。これは、国の基金を利用させていただいての事業でございます。この部分において、その後のメンテナンスの部分、これは一般財源になるのか基金になるのかというふうなことでもございますけれども、できたら基金は先ほどお話しのように、何か恵みが届いていないところ、温かさが届いていないところ、光が届いていないところに使わせてもらえればなというふうな思いを今の時点でしております。当然メンテナンス等については、断定は今できませんけれども、何年後、10年もつのでしょうか、その太陽光パネルというのは、20年もつのでしょうか、それまでにはかなり積まれていくと思うのですけれども、そういうふうなところは今後の課題とさせていただきます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 太陽光パネルの耐用年数というようなことでもございますけれども、一

般的には20年程度と言われております。

その耐用年数過ぎた後どうするかというようなことでもございますけれども、耐用年数が近くなりましたら、議会のほうとも相談しながら、その後の部分について考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 20年後は、私は多分いないと思いますので、この世には多分、若い人にお任せするという事。

先ほど市長が言いました社説の部分、この今の基金の存在をまちの魅力の一つに加えられるように市は戦略を練るべきだと、こう結んでいるのです。これについて、市長の感想をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地方紙の社説のとおり、これは励ましたと感じております。基金の存在、これがまちの魅力につながって、そして本当に光が届いていないところに届くような基金造成をしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 次は、除排雪についてヒアリングでは再質問しないからと言っておきましたけれども、ちょっと今……。今後も委託業者に適正な除排雪の仕方といいますか、仕事の指導をしていただくようお願いしたいのですが、委託業者からいろいろここをこうしなければいけないよ、排雪しなければいけないよというデータが来たときには、必ず市の職員はそこに行って確認しているのかどうか確認したいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 石田議員お察しのとおりでございます、確実に現場に赴いて確認しております。

○議長（山本留義） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 9番、市誠クラブの東健而です。むつ市議会第215回定例会に当たり、通告に従いまして、観光資源の付加価値化対策についてとエフエムアジュール放送との連携について、除排雪対策についての3項目を質問させていただきます。

まず、質問に入る前に一言修正とおわびを申し上げます。前回むつ市議会第214回定例会で私は、歴史を掘り起こし観光振興に生かす取り組みについて質問いたしましたが、私は市長への再質問の中で、会津藩主松平容保公はこのむつ市へ来ていないと申し上げてしまいました。市長は、容保公は田名部に来ていると答弁されましたが、容保公は確かにこの田名部に来ています。明治元年の戊辰戦争で会津藩が降伏した後、次の日に容保公は城北の滝沢村妙国寺に養子の喜徳、ノブノリとも読みますけれども、ここではキトク公と読ませていただきます、養子の喜徳公は別の場所に謹慎を命じられました。その後会津藩は所領没収となり、容保公は鳥取藩預かりとなりました。ちなみに、葛西富夫氏の「斗南藩史」という本の中に、次のような部分がありますので、引用、紹介しておきたいと思います。

「斗南藩は明治4年、1871年、7月14日の廃藩

置県によって斗南県と名を変えた。そのころ謹慎を解かれた旧会津藩主松平容保と養子喜徳は、東京から汽船で函館に渡り、さらに函館から旧斗南領の佐井に到着し、大間、大畑を通過して7月20日、田名部の吉祥山円通寺に到着した」と書かれています。このとき初めて下北半島に足を踏み入れ、佐井から馬にまたがり田名部に来たこととなります。鶴ヶ城は明治元年、1868年9月22日に落城し、会津藩は降伏しました。明治2年9月27日には、徳川慶喜と松平容保以下の罪を命ずという天皇からの詔勅が下され、晴れて御赦免になったことが「柴五郎の遺書」の中にあり、容保公たち一行は、それからしばらく東京で過ごしていましたが、我が子と家臣たちのことが心配だったのでしょうか、前述のとおり船で佐井へ渡り、吉祥山円通寺に入りました。ここで1カ月間滞在し、親子水入らずのときを過ごし、家臣たちに別れを告げ、我が子容大公と3人で上京しています。前定例会の発言で、歴史を冒涇することにならないか気になりましたので、少し勉強させていただきました。

今回の質問と関連がありますので、もう少し脱線をお許しいただきたいと思います。

会津藩士たちは、斗南藩の地に来て、その後新政府に全く反抗もできず、ただ屈辱を味わうだけだったのかと考えていましたら、この本の中に「積もり積もった怨念を晴らす機会が訪れる」という部分にめぐり会いました。明治10年の西南戦争が始まったときのことであります。このとき新政府が東北地方で従軍する兵士約4,000名を募集しました。東北地方から旧会津藩士たちが二百数名、さらに福島県から456名の応募があり、この大部分が政府調達の御用船鹿島丸で九州に行き、熊本の八代に上陸、西郷軍が包囲していた熊本城の戦いに参加、激戦の結果、西郷軍が敗走し、西郷隆盛は城山で自刃いたしました。このとき政府軍に参加した旧会津藩士たちの中で、切り込み隊長佐

川官兵衛ほか71名があだ討ちはこのときとばかりこの激戦で死んでいったそうであります。その次の年、明治11年に「まだやらねばならぬことがあるのに」という言葉を残して大久保利通が暗殺されています。柴五郎は、会津藩を攻め滅ぼした敵の総帥2人が相次いで死亡し大変喜んでいました。柴五郎の部分は、石光真人氏の「ある明治人の記録」の中から引用させていただきましたが、容保公は会津藩が消滅してから詔勅が下るまで謹慎の身で、斗南藩立藩の初期の段階では、藩士たちとは同道せず、田名部には来ていなかったということをご理解いただきたいと思います。この場をかりて舌足らずだったことを深くおわび申し上げます。

さて、NHKの「八重の桜」が始まり、もう2カ月半が過ぎ去りました。3月10日には、京都守護職を拝命した会津藩が抱えた新撰組による池田屋騒動が放映されていました。3月24日には、津田永佐久が右大腿部に貫通銃創を負ったと話している富岡一郎氏の会津藩、薩摩藩の連合軍と長州藩との戦いが始まります。禁門の変と言われているものであります。その後薩摩が長州と同盟を結び、孝明天皇が亡くなり、徳川方と対立し、鳥羽伏見で戊辰戦争の戦端が開かれたことは前議会で申し述べたとおりであります。時代の流れが早過ぎて、代がわりが激しく、歴史の風化が進みつつある昨今、「八重の桜」を境にして本市の先祖たちのたどった郷土の歴史をもう一度見詰め直し、未来へ受け継いでいくことが今生きている私たちの役目であろうと考えます。

3月16日には、新幹線の速度が時速320キロにアップしたことがテレビで放映されていました。全国的にも距離が近くなりました。この機会に「八重の桜」に便乗し、観光地を整備し、観光バスだけでなく、車で来た人たちの観光地めぐりがスムーズにできるような対策を貪欲に講じていくべき

であるということを再び申し添え、質問に入ります。

まず、項目1であります観光資源の付加価値化対策についてであります。1点目、会津藩土上陸の地の検証について。初めに、叙勲祝いに招かれたとき、むつグランドホテル内に展示されていた1枚の絵があったことを申し上げましたが、その絵を見て、現在上陸の地とされている場所は間違っている、またかけ離れていると指摘している人もいます。上陸当時と時代が遠く離れてしまい、それを確認するのは困難をきわめると思いますが、現在の場所が本当に上陸地なのか、この上陸の地とされている場所を検証するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、過去に検証したことがあるかどうか伺います。

2点目、上陸地の案内板の設置と道順についてであります。「斗南藩土上陸の地」として1本の木にそれを彫ったものがありますが、上陸地の内容を説明するものはありません。どうして海路を船で来たのか、どこの船で来たのか、何人上陸したのかなどの解説が欲しいところです。維持管理や歴史の保存はむつ市観光協会と斗南会津会の人たちが行っていることと思いますが、案内板の設置は史実を大変わかりやすくしてくれます。案内板の設置について、市で援助の方向で設置を打診していただけないのでしょうか。また、平成2年6月2日に斗南藩土上陸の地記念碑の除幕式が行われたそうではありますが、その場所へ行くのにも道しるべがありません。行く先を示している標識に従って道路を海岸側におりていっても、先でどっちへ行くのかもわからなくなっています。今のままでは、せっかくの宝物がありながら、観光客が何もわからないうちに通り過ぎていってしまいます。不親切だと考えます。観光振興を充実させるためには、このようなささいなことへの対応も必要だと思います。案内板と道順を示す対策につ

いて、もう少しきめ細かな配慮が欲しいところですが、取り組みが可能かどうかお伺いいたします。

3点目、講演依頼についてであります。大河ドラマをきっかけに本市を売り出す絶好の機会です。「斗南藩史」を書いた作者の葛西富夫先生や、柴五郎に詳しい本市でも学校関係でいろいろ講演をしている山下康博先生が今も元気で活動していると伺っています。本で読んだだけでは難しく理解ができない場合もあります。この方々に歴史の講演を依頼して歴史を共有し、広報活動などをもっと活発にやるべきだと思います。予算を伴いますが、市民ばかりでなく、市職員も参加させるような戊辰戦争の講演依頼について取り組んでいただけるかどうかをお伺いいたします。

4点目でございます。柴五郎の活躍と生涯についてであります。案内板には、柴五郎大将の家族の苦勞の跡が書かれていますが、その後どのような経過をたどったかが書かれていません。

詳細は省きますが、廃藩置県後、家族は会津に帰っています。柴五郎は、斗南県に大参事として派遣された野田豁通氏の家で書生のような立場で暮らすようになり、そこから幼年学校、士官学校へと進み、陸軍に入り出世し、戊辰戦争から日清戦争や日露戦争、昭和の5.15事件や2.26事件など激動の時代を経て多難な時代を経験し、昭和20年、第2次世界大戦後の日本の敗戦を見届け、身辺を静かに整理し自決しています。しかし、一命を取りとめますが、年末の12月13日に85歳、数え年で87歳であります。会津が生んだ偉大な人物として会津でも相当自慢にしています。柴五郎の偉大な生涯を本市でももっとアピールし、何とかして会津の人たちとも連携を密にし、史実を形にして残すことも重要な観光資源になると思いますが、いかがでしょうか。

5点目、津田永佐久村長の日記についてであります。前定例会で川内庁舎所長から回顧展を考え

てみたいとのご答弁をいただきました。津田氏は川内の初代村長をしたことは前定例会で述べさせていただきましたが、このとき明治25年のことですが、まだ渡し船で往来していた川内川に初めて橋がかかりました。また、各地の境界をあらわす絵図面なども手がけています。そして、この人が書いた日記が川内に残されています。川内の湯野川まで歩いていったときの日記で、名前は「遊谷日記」というものですが、当時の山、川、谷の景色や木々の色、さらに農作業やまたぎの鉄砲の音、まきの川流しの様子など明治時代の湯野川の風俗なども絵として描かれ、非常に感動するものがあります。会津藩士にしては珍しくしゃれっ気たっぷり、冗談ともとれる表現や短歌や都々逸なども見えます。難解な文章を旧川内町の教育委員長をしていました中林健三郎さんが解説して読みやすくしたのですが、解説の苦勞の跡がしのばれるとともに、解説つきで1冊の本になっています。この本は、津田村長が湯野川温泉へ徒歩で湯治に行ったときに道すがら一緒になった人との会話を交えながら、景色を描写し、天候の様子を詳しく書きあらわしています。今のように通信機器が発達し、車さえなかった時代のことでありますが、奇異に映ることも散見されます。しかし、当時の風習として頭から700回から1,000回もお湯をかぶり、それが健康の秘訣だとされていたようで、津田村長はそれをおかしいと疑問に思いながらも、自分もそのまねをして湯かぶりをしています。今では因習として片づけられてしまうような出来事や理解しがたいことなどをおもしろおかしく書きつづっている場面もあります。私は、一人の会津藩士のおかげで川内に貴重な宝物を残していただき、大変ありがたいことだと思っています。解説した中林さんに感謝するとともに、これが日の目を見たことに賛辞を送りたいとも思います。これも本市の貴重な観光資源に利用できると思いま

す。

このように、地域に眠っているものを取り上げたり、倉庫に眠っているものに付加価値をつけた利用する取り組みがまたれます。このような地域の宝物であり財産と言えるような他にない貴重な文献をもっともっと売り出すべきと思います。観光振興のための付加価値化対策についてどのように考えるかお伺いいたします。

6点目、会津藩士の無名墓地の供養についてであります。前定例会で川内に会津藩士が829人来ていると申しましたが、廃藩置県後、藩士たちの半分以上が会津に帰り、そのほかにも北海道に渡った人や津軽、岩手などに職を求めて多くの人たちが分散していきました。津田村長は、禁門の変で右太ももに銃創を負ったことを川内町の郷土史家、富岡一郎さんが本で紹介していたことを前定例会でも申し上げましたが、初めは脇野沢に行き、山内家にお世話になり、川内には2年近くおくれで来たとのことであります。川内には、このほかに名前がわかっている人も数人ありますが、名前がわからないで無縁仏となっている会津藩士の2つの墓があると伺っています。むつ市には、斗南会津会という団体があるということですが、観光協会やその人たちと相談し、できたら川内にその供養塔を建立するべきではないかと考えました。市で協力できないかどうかお伺いいたします。

さて、次であります、防災範囲の拡大に伴い、本市でもいろいろと計画の練り直しがなされていることと思いますので、防災対策については、また別の機会に譲るとしまして、今回は災害時のエフエムアジュール放送との連携についてどのような対応が可能かという観点から5点について質問いたします。

項目2、エフエムアジュール放送との連携についてであります。1点目、難聴区域の改善についてお伺いいたします。差し出がましいこととは思

いましたが、エフエムアジュール放送について、少し質問させていただきます。災害から、早いもので3月11日で2年が経過いたしました。そこで、今回はエフエムアジュール放送の役目について少し考えてみました。私は、ふだんでもエフエムアジュール放送を聞きながら、むつ市と川内を往復しています。しかし、このごろ難聴場所が相当広い範囲にわたっていることに気づきました。特に大湊から川内の区間に電波の悪いところが多々あります。私の車のラジオが安いので、受信状態が悪いのかなと思っていましたが、そうではないようで、他の人たちにも数人聞いてみましたが、やはり受信不能の場所があると伺いました。せっかくの本市のエフエム放送であります、これではチャンネルを切りかえられ、他局の放送を聞くことになってしまいます。川内に入れば難聴は解消されますが、特に田野沢から角違、泉沢、城ヶ沢の付近までがひどいようであります。難聴場所の改善について対策を講じていただきたいが、対応についてお伺いいたします。

2点目、災害時の放送継続対策についてであります。地震や津波などの災害で停電になった場合のエフエムアジュール放送の役目は重大であります。現在時々24時間放送をしているという宣伝がなされていますが、停電になって放送が中断するようなことがあれば、一昨年東日本大震災のときのように市民生活は情報が得られず大混乱に陥ります。情報を市民に知らせるためには、停電になっても放送を中断することがないような対策が必要ですが、行政側ではガソリンを使う簡易な自家発電設備だけでなく、太陽光発電を加味した蓄電池を備えるなどの電源保持機能維持のための対策をどのように考えているかお伺いいたします。

3点目、放送設備の高台設置についてであります。東日本大震災では、最後まで市民に避難を叫び続け、殉職した放送担当の女性の職員がおりま

した。この引用はこれで2回目ですが、命がけの任務を遂行したことに改めて敬意を表したいと思えます。

それとは趣が相当違いますが、エフエムアジュールに携わっている人間の放送に従事するための意識と責任と役目は同じだと思えます。どうにもならないと判断したときは、避難を最優先すべきだと思えますが、何よりも大事なのは公共放送として放送を継続できるかどうかであります。災害をこうむる場所での放送は芳しくないと考えます。1案として、設備を高台に設置して、地震や津波に耐えられるような対策が必要と思えますが、現在の場所は対策が講じられているのかどうか、また放送設備を高台に移転する考えはないか伺います。

4点目です。関係団体との連携した情報の共有についてであります。災害時には、力を発揮する主体は、もちろん市行政であり、防災無線ですが、エフエムアジュール放送は本市ばかりではなく、東通村や風間浦村などでも聞くことができ、難聴地域はあるものの、半島全体にも相当な影響力を持っています。市当局でもオフサイトセンターや道の駅を防災拠点にするなどの計画があります。さまざまな機関と連携し、情報を共有するとともに、情報網を拡大し、刻々と変化する情報を逐次放送するような対策も必要です。より多くの人たちに情報提供するためには消防本部に設置している緊急通報システムや防災無線とエフエムアジュールとのコラボの方法もあると思えますが、このような他団体との連携や協力関係についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。また、エフエムアジュール放送の独自の放送などがあるかどうかお伺いいたします。

次に、5点目であります。エフエムアジュール放送の緊急時の人員配置についてであります。災害は、いつやってくるかわかりません。エフエム

アジュール放送にばかり依存するわけではありませんが、放送にかかわる人間の義務として、エフエムアジュールではどんな災害があっても放送を守ることを念頭に考えていることと思えます。放送に携わっている人たちのふだんからの行動範囲を明確に、的確にしておくべきだと思います。市からの突発的な緊急放送依頼が舞い込むことも想定しなければなりません。緊急時の人員の配置について、放送に即応できる体制になっているかどうか、独自のマニュアルがつけられているのかどうかお伺いいたします。

次に、項目3に入ります。除排雪対策についてであります。この部分は、前回の石田議員と重複するところがありますが、求める答弁が多少違ってまいりますので、ご容赦いただきたいと思えます。

まず1点目、業者の除雪における危険防止対策の徹底についてであります。今冬は、人が死亡するなどの過失事故が目立っています。3月1日の青森市の出来事ですが、ダンプを運転していた運転手が人をはねて逃走する事件がありました。後の調べで、運転手が作業中に飲酒運転をしていた事故と伺っています。また、ことしに入って雪を海に捨てようとしてバックしていたダンプカーが誤って車ごと海中に転落した事故も報道されました。これは、運転手の不注意とモラルの問題ですが、除雪車でもダンプでも、作業にかかわる場合、酒を飲んで運転すれば大変な事故につながります。ひき逃げをした運転手は、後日逮捕されましたが、乗用車と同様に違反になります。除排雪には多くの業者がかかわっていますが、本市では除雪時の業者に対する危険防止対策や安全運転に対する督励、指導はどのように行われているか。

2点目であります。除雪時の安全確認と安全運転についてであります。ことしも昨年に続き相当降雪が多くなっています。ダンプの海中転落やひき逃げばかりではなく、3月4日の新聞には25歳

の若者が除雪車にひかれた痛ましい事故記事がありました。時間は午前3時53分で、夜間作業中とのことですが、ことしの本市の事故の状況と安全安心に対する対応はどのようになっているか、また3月1日に補正予算が可決成立したばかりですが、その後も雪が降ったり解けたりしています。この分では、市長はまた補正を組むか、専決になるかの対応を求められる時期が来ると思いますが、こればかりは気まぐれですので、どうにもなりません。除排雪は市民のためにやむを得ないことであります。しかし、それが長引くと運転手にはストレスや疲れがたまってきます。それに伴う事故は予見できるものではありません。本市では、業者の除雪ばかりではなく、特に今の時期は屋根からの落雪事故や建物の倒壊、人が除雪車に巻き込まれるなどの想定外に備えた対策も必要だと思います。安全に対する注意と広報の周知徹底は万全かどうかお伺いいたします。

3点目、飲酒運転に対する指導についてであります。業者の中には過度の除雪作業の継続で疲れから、つい一杯飲んで疲れを癒やそうとする人が出てこないとも限りません。こんなことは絶対にあってはならないことだと思います。重大な人身事故につながり、取り返しのつかないことになると思います。このようなことは、除雪を委託する段階で周知していると思いますが、事故が起きれば温情やもみ消しなど、一かどの人情で片づけられない事案であります。また、青森市では除雪作業に出る前に免許所持の確認とアルコール検査をやっていると伺っています。本市の作業前のアルコール検査と飲酒運転に対する指導はどのようになっているのでしょうか。

4点目、下請や臨時雇用者の待遇についてであります。降雪が多く、除雪車やダンプの運転手が不足で、緊急にアルバイトやパートを雇用して作業をさせている業者もあると伺っています。除雪

を時間に間に合わせるためには、作業員の補充、増員は必要ですが、市で支払っている賃金よりも大分割引され、請負をさせられている人もあると伺いました。行政からは、当たり前の行政単価で支払いが行われていながら、下請には相当値切って支払われているところもあると伺っています。無理をして粗末な除排雪になっていないか、事故を起こしかねないのではないかと、請負をさせるにしても、相応の報酬を支払うべきだと思いますが、業者を指導し、下請や臨時作業員の待遇改善を図るべきだと思います。また、臨時作業員の報酬についてどのようになっているのか、市ではその実態を把握しているのかどうかお伺いいたします。

5点目、臨時雇用者の事故時の補償はどのようになっているかということでもあります。臨時作業員が事故を起こしたときでも自損事故や相手に対して損害賠償の問題が出てまいります。臨時雇用者がやったことだから、元請は関係ないでは済まされない問題を内包しています。申すまでもなく、当然保険が掛けられていると思いますが、補償関係などはどのように指導しているのでしょうか。

6点目、臨時雇用者の免許の保持と行政への届け出についてであります。市の請負業者は、除排雪に携わる場合、免許証の携帯義務を届けていると思いますが、臨時作業員は経験から免許のない人を免許を持っているものだと思って雇用している場合も考えられます。絶対に無免許での作業はやるべきではないと思いますが、市の請負者の臨時作業員の雇用時の免許の所持の確認と携帯義務について、行政指導はどのようになっているのでしょうか。

7点目、市の除雪車の数について、市民に貸し出しは可能かということでもあります。今回の予算の中に除雪車の購入が盛り込まれました。現在の市が所持している除雪車の数について伺いますが、保有台数はどれくらいか、市民への貸し出し

可能なものはどれくらいあるか、その場合貸し借りの対価は幾らくらいなのかお知らせいただきたいと思います。また、燃料補給や運転免許、保険などの確認が必要だと思いますが、どのようにして確認し、貸し出されているのかお伺いいたします。

8点目、最後でございしますが、市職員のボランティア除排雪対策についてであります。除雪難民が話題になっています。これは、年老いて歩けなくなり、自分の家の前の雪さえも片づけられない人を指す言葉だそうではありますが、本市でも困っている人たちが多くなっています。最近のことでありますが、本市ではありませんが、お年寄りが無理をして一人で除雪をし、屋根からの落雪に埋まり命を落としたり、埋まって動けず、電話に出ないのを不思議に思った親戚の人の機転のおかげで助かった人もありました。本県で役所の職員がボランティアで除雪を手伝っているところをテレビで拝見いたしました。消防のレスキューのことも考えましたが、降雪が多く、それが長期にわたっているときには、職員の除雪ボランティアは本市でも必要だと思います。組織化は可能かどうかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光資源の付加価値化対策についてのご質問の1点目、会津藩土上陸の地の検証について及び2点目、上陸地の案内板の設置と道順についてであります。関連がありますので、一括してお答えいたします。

市が上陸の地として整備した場所は、平成2年に斗南藩120周年及び市制施行30周年記念事業として整備したものであります。整備に当たっては、

上陸の地の記念碑建立の場所として、斗南会津会の方々と検討した結果、現在の場所に設置されたものと伺っております。また、この場所にはあずまや、案内板、記念碑を設置し、それらを取り囲むようにむつ市の花ハマナスと会津若松市の木でありますアカマツを植栽しております。上陸の地の検証ということではありますが、東議員ご発言のとおり、過ぎ去った年月が長いということもあり、上陸の地を定めることはなかなか難しいと考えられます。さらに、この場所を上陸の地と定めてから23年以上経過しており、この間リーフレットやホームページなどで広く周知されていることから、改めて検証する必要がないものと考えております。

上陸の地を訪れて最初に目に入る木製の案内板は、その奥に設置してある記念碑建立についての説明であり、記念碑の裏面には上陸に至った経緯が刻まれております。また、道順の案内については、国道338号から入り口及びその先のカーブなどに必要な案内板は設置されていると認識しております。

次に、ご質問の4点目、陸軍大将柴五郎の活躍と生涯についてのご質問にお答えいたします。柴五郎住居跡に立っている案内板は、陸軍大将にまで上り詰めた柴五郎が少年期に家族とともに斗南藩に移り住み、居を構えた場所を「風雪の落の沢」と称し説明している史跡案内板であります。確かにむつ市ゆかりの偉人である柴五郎の生涯は、観光資源となり得るものであります。さきのむつ市議会第214回定例会で東議員のご質問にお答えしておりますとおり、斗南藩に関する歴史の掘り起こしや資料収集等については教育委員会での取り組みを検討したいとしております。

また、本庁舎開放エリア部分に設置する予定の文化財展示場内には斗南藩コーナーを設けることも伺っており、歴史が掘り起こされ、観光に資す

るものにつきましては活用してまいりたいと考えております。

ご質問の要旨の3点目、5点目及び6点目のご質問については、教育委員会より答弁いたします。

次に、ご質問の2点目、エフエムアジュール放送との連携については、担当よりお答えいたします。

次に、除排雪対策についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の1点目、業者の除排雪における危険防止対策の徹底についてと、2点目の除排雪時の安全確認と安全運転については関連性がありますので、あわせてお答えいたします。

市では、毎年委託業者と道路除排雪作業業務委託契約を締結しておりますが、状況に応じて誘導員、交通整理員を配置させるなど危険防止及び安全確認について一定の事項を指示したうえで安全対策を徹底させております。また、除排雪機械のオペレーターを対象とした講習会を開催し、作業中の安全確認及び法令を遵守した安全運転の徹底を呼びかけております。さらに、先日の県内他市における除排雪作業中の事故を受けて、平成25年3月4日付で市内全委託業者へ注意喚起の文書を送付するなど、除排雪作業に対する危険防止及び安全対策を講じております。

次に、ご質問の3点目、飲酒運転に対する指導についてであります。市といたしましても、除排雪会議の際に注意を呼びかけておりますが、飲酒運転が法令に違反することは全ての運転手が認識しており、十分に留意されているものと考えております。アルコール検査につきましては、当市においても事業者が自主的に実施しているとお聞きしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、下請業者や臨時雇用者の待遇についてと、5点目、臨時雇用者の事故時の補償はどうなっているかについては、関連性が

ありますので、あわせてお答えいたします。

下請業者や臨時雇用者の待遇及び補償などにつきましては、それぞれが元請業者と取り交わす下請契約及び雇用契約において定められているものでありますことから、市が指導を行う立場にないものと考えております。

次に、ご質問の6点目、臨時雇用者の免許の所持と行政への届け出についてであります。市では道路除排雪業務委託契約の締結時に委託業者から除排雪機械の車検証、任意保険証書の写し及び運転者の運転免許証の写しの提出を義務づけており、これを除排雪日報に記載されている運転者氏名と照合することで免許の所持を確認しております。免許証の形態については、法令で定めておりますので、運転手が果たすべき当然の義務であると考えております。

次に、ご質問の7点目、市の除雪車の数と市民への貸し出しについてであります。現在市が保有している除雪車両は21台で、全て委託業者へ貸し付けしております。また、市民には小型除雪機6台を無償で貸し出しており、燃料及び作業従事者用保険については市が負担しております。運転免許証につきましては、運搬用の軽トラックを貸し出す際に写しをいただいております。

次に、市職員のボランティア除排雪対策についてであります。市では高齢者等除雪サービス事業を平成12年度から実施しておりますが、同様の事業を実施している県内他市と比較いたしましても、むつ市における同制度の利用は突出しておりますことから、除雪にかかわる所要の対策は講じられているものと考えております。

また、むつ市社会福祉協議会が事務局をしておりますむつ市ボランティア市民活動センターによる除雪ボランティア活動への呼びかけに呼応し、職員もボランティアとして活動しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の観光資源の付加価値化対策についてのご質問の教育委員会が所管する部分についてお答えします。

まずご質問の3点目、戊辰戦争の講演依頼についてお答えいたします。教育委員会では、生涯学習機会の拡充のため、教育的視点に市民の要望を取り入れたさまざまな講演会を実施しております。その中で公民館事業の市民大学講座では、地域を再確認する歴史講座を地元の講師陣を招き開催しております。

主な内容としては、彫刻家古藤正雄氏の生涯について、斗南丘と水川目の開墾・牧畜について、偉人・先人再発見講座では、映画監督「川島雄三氏の映画人生」と題しましての講演を実施いたしました。また、平成23年度から実施しております姉妹都市会津若松市子ども派遣事業においては、会津と斗南の歴史を子供たちが学んでおります。さらに、各団体主催としては、むつ市子ども会育成連絡協議会で斗南藩の歴史について講演会と現地視察の実施、青森県立田名部高等学校では斗南藩特別展の期間中に青森県立近代文学館の講師による「斗南藩成立142年」と題しまして特別講演会が開催されております。また、昨年1月には会津若松市前市長の菅家一郎氏が当市を訪れ、東日本大震災の講演の中で、斗南藩の歴史についてもお話しされております。平成22年11月には、むつ商工会議所青年部で歴史小説家、星亮一氏による「戊辰戦争の真実 会津藩斗南へ」と題しての講演会が開催されております。このように市及び各団体におかれましても、最近の地域の問題を取り上げ、工夫を凝らした事業が展開されているところであります。議員ご指摘の講演につきましても、当市にとって関係の深い歴史の1ページでありますことから、今後講座等の事業の中で種々検討し

てまいりたいと考えております。

また、事業の実施や郷土の歴史等についての広報活動では、市政だより、市ホームページ、チラシなどを活用し、周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、津田永佐久村長の「遊浴日記」についてお答えいたします。「遊浴日記」は、旧川内村初代村長を務められた津田永佐久氏が湯野川温泉に湯治したときの様子をユーモアたっぷりに記述した書で、明治時代の風俗や習慣を生き生きと表現されたものであると存じております。まずは、「遊浴日記」の現代語訳をされました元川内町教育委員長で郷土史家の中林健三郎氏に深く敬意を表したいと存じます。教育委員会といたしましては、現代語訳されました「遊浴日記」を貴重な郷土史資料として多くの市民に読んでいただくべく各図書館で貸し出しをしております。今後は、公開活用を広げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目、会津藩士の無名墓地の供養についてお答えいたします。議員ご質問の供養塔建立へのご協力でございますが、地方公共団体の立場としては、建立へのご支援は大変難しいものと考えております。教育委員会といたしましては、まずは資料の収集と調査を行い、史実の確認をすることが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 東議員のご質問の2点目、エフエムアジュール放送との連携についてお答えいたします。

まず、難聴区域の改善についてでございますが、エフエムアジュールの放送エリアにつきましても、各地域からの要望により平成19年11月に川内、大畑、脇野沢の各地区に中継局を設置し、放送エリアの拡大が実現いたしました。株式会社エフエ

ムむつによりますと、山間部が多く、海岸部に集落が存在する当地域の特徴を考慮しながら、より広い世帯をカバーできるようコンピューターシミュレーションを用いるなどして各地区の中継局の設置場所を決定するとともに、より遠くまで電波が届くようコミュニティ放送局としての上限である出力20ワットでの送信を行うことにより、放送区域の世帯カバー率は約85%まで広がったと伺っております。

議員ご指摘の川内町田野沢地区から城ヶ沢地区の区間につきましては、親局のある下北文化会館と川内地区の中継局であります川内庁舎の双方から電波を受信できる位置にありますものの、山合いの地形などにより、どうしても電波状況の思わしくない箇所が生じると聞き及んでいるところでございます。実際に走行した方や通勤している方から伺って見ましたが、ノイズはまじるものの、電波が途切れて聞くことができなかった区間というのはご指摘の区間の中でも限られるのではないかと考えております。

なお、株式会社エフエムむつでは、複数の放送局から同一周波数の電波が発せられた場合の混信等による障害を解消するため、エフエムコミュニティ放送局では全国初となる同期放送という方法を採用し、当該区間のように送信局間の電波が重なるエリアにあっても同一周波数のまま障害の生じない受信が可能となる対策を講じるなど、難聴区域の解消に努めているとのことでございます。

次に、災害時の放送継続対策についてでございますが、現在エフエムアジュールのスタジオがありますむつ来さまい館では、停電の際にはバッテリータイプの無停電電源装置が自動的に作動し、さらに非常用発電機を起動することにより、停電が長時間に及ぶ場合においても放送が途切れる事態にはならないとのことでございます。

次に、放送設備の高台設置についてでございますが、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害の際には災害対策本部が設置される市役所本庁舎内に直接放送が可能なサテライトスタジオを平成23年9月に整備したところでございます。また、通常時においても親局の下北文化会館から放送機材を接続することにより直接放送が可能となっているものでございます。

次に、関係団体と連携した情報の共有についてでございますが、災害時には市役所内に災害対策本部が設置され、その中において消防本部やむつ総合病院などの関係機関との情報共有がなされますので、これらの関係機関からの情報についても速やかにエフエムアジュールにより市民へ提供されるものでございます。

また、エフエムアジュールでは、市からの依頼がない場合においても、緊急を要する情報についてはこれまでも関係機関への電話取材などをもとに自主的に通常番組を切りかえて、その状況を迅速に放送していただいているところでございます。

次に、緊急時の人員配置についてでございますが、株式会社エフエムむつによりますと、社員用の災害時対応マニュアルを作成しており、停電や津波警報等の発令時などには、夜間でも社員がただちに会社に出勤する体制をとっているとともに、旅行などで遠方に出向く際の届け出、災害時の連絡、放送体制などをあらかじめ社内で取り決めていたとのことでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） どうもありがとうございました。

ただいまのご答弁をお聞きいたしまして、順次最初から再質問させていただきます。ただ、1点目の観光資源の付加価値化対策については、前定

例会でも関連のある質問をいたしましたので、簡単にしたいと思います。

まず、教育長に伺いたいと思いますけれども、市長は今上陸地の検証はしなくてもいいというようなご答弁をいただきました。だけれども、この検証について、むつグランドホテルで行われました会津藩の展示会ですか、あのときに1枚の絵がありました。会津藩士たちが新潟から来たヤンシー号だと思えますけれども、蒸気船に乗ってきたのが、それから陸地におりている1枚の絵、その絵の中の、そのバックの風景ですけれども、今現在上陸地としている場所、これはどうもそぐわないのではないかと。その絵はどのようなふうな段階で描かれたのかどうか、それはわかりませんが、その絵のバックから見れば、今の城ヶ沢のあたりに類似しているのではないかと話をしてる人も現在いるわけです。私もその絵を見て、確かにそうだなというような気がいたしまして、これも一応質問に取り入れてみたわけなのですが。今は長年、25年か幾らたっているから、いろんな面でその検証は難しいのではないかと、私がこれに口を出すような立場ではないのですけれども、これももう一回市長、市長でもいいですけれども、検証してみる必要はないのかどうか、ちょっとこれ疑問に思えますけれども。

一般の人たちでも、何も知らないわけです、検証するかしないかということではなくて、会津藩、斗南藩、いろんな歴史的な経過、これをたどってきた経過もいろんなことも何もわからないわけです。ですので、この歴史をもう少し付加価値をつけるためにこの質問をしたわけなのですけれども、仕方ないですね、検証、もとに戻るわけにもいきませんので、これはやむを得ないと思って、仕方ないです。いいです。これをもう一回聞くつもりでいましたけれども……。

それから、この観光資源の付加価値化対策につ

いてですけれども、講演依頼について。私が今まで、このぐらい教育委員会のほうでいろんなイベントを開いたり講演会を開いたりしているということは知りませんでした。本当に申しわけない質問いたしましたけれども、とにかくもう少し多くの人に広げて、みんなでもってむつ市の人たちが、今この「八重の桜」を境にして、結局共有できればなどということで、もっと、もっともつとという感じでもってこの講演会を開いたらいいのではないかとということで質問したわけですけれども。この講演した先生方も、できれば川内のほうでも講演をしていただく機会を設けてもらえないものでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいま教育委員会で実施していますさまざまな講演、初めて知ったというようなことでございまして、教育委員会といたしましては、市の広報紙、インターネット等、それからチラシなどをつくって広報しているつもりでございまして、結果的に知らない方が多かったということであれば、広報をもう少し充実させなければならぬというふう考えたところでございます。川内で講演というふうなことにございましては、どのような形でできるのか、また無理があるのか、その辺は研究、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。あとの歴史についての質問は、これで終わります。

次に、エフエムアジュール放送のあり方について、放送エリアの難聴場所対策ということについて、ちょっと私が今気づいたことが1点ありますので、お聞きしたいと思います。市長は知っているかどうかわかりませんが、auのKDDIとか、携帯電話の電波のあり方、これについ

て、auのKDDIとかそのほかの会社では、さまざまな今取り組みをしているわけです。その一つとして、洋上に、海の上に、津波が来た場合には、海の上に行けば船は回避されるということからだと思いますけれども、洋上に基地局を設ける取り組みをしているそうでもあります。また、バッテリーを使った放送、そのバッテリーを使った放送の24時間化、そしてトライブリッド、太陽光を使う基地局も目指しているそうでもあります。エフエムアジュールでもこの電波が難聴の場所があるのも、これ我慢しなければならぬのかなというような印象を受けましたけれども、そうでなくて、エフエムアジュールもこれからは広域的な放送を目指すべきだと思います。それで、東通村でも風間浦村でも先ほど申し上げましたけれども、下北半島をにらんだ広域放送に発展させるべきではないかと、そのことについて市長はどういうふうに考えるでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） エフエムアジュール放送、この部分につきまして、一般質問の通告があった後に、私も注意をして公用車、そしてまた担当のほうも何回も東議員のお宅の近くまで往復をさせました。その結果、ノイズはあります。しかし、聞き取れないというふうな状況ではない。車でもし緊急時がありましたら、対応策とすれば、聞き取れる数百メートルの間だと思うのです、雑音入る、ノイズが入るところは、そこを抜けて、状況のいいところまで移動してもらって聞いてもらうというふうな手法がよろしいのではないかなと、その車中で感じたところでございます。

ただいまのエフエムアジュールの放送のあり方、この部分、広域的なというふうなお話でございまして、多分この放送局が許可される段階で、エリアというのはむつ市内というふうな形で決められて免許が付与されたものと、私はそう

いうふうに認識をしております。むつ市内なのですけれども、よくお聞きするのは、下風呂のほうでよく聞こえるとか、また青森市に向かう途中も、横浜町あたりまででしょうか、聞こえるというふうなこと、そういうことでありますけれども、その聞こえる部分には聞いていただければいいし、そして範囲というものが、初めに戻りますけれども、免許を申請した際にはむつ市内、区域内というふうなことでの限定された放送エリアの免許だと、このように聞き及んでおるところでございます。それを広域化するというのは、なかなか今度は免許の改めての申請、そして莫大なこれからまた経費がかかってくると。特に洋上の非常に夢みたいなお話でございましてけれども、洋上の基地局をつくっていくとかというふうなお話、ご提案と受けとめましたけれども、大変な巨大な資金も必要になってくると。ただ、このエフエム放送のあり方については、先ほど担当からもお話をしましたように、この市役所本庁内にも緊急時の際の放送局というものを設置しておりますので、さまざまな部分で対応ができるものと、このように思うところでございます。

○議長（山本留義） 東健而議員、申し合わせの時間が来ましたので、まとめていただきたいと思えます。9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。このエフエムアジュールの広域化については、私はちょっと電波的なものは存じませんでしたので、ただ気持ちとしては防災の面で役立てるためには、一番いい放送ではないかなというふうな気持ちでこの質問になりました。市長のご答弁でよくわかりましたので、これで終わります。

○議長（山本留義） これで東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後3時45分まで暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 一心クラブ所属の大瀧次男でございます。抽せん運がよいのか悪いのかどうか、今定例会13人目、最後の質問者となりました。市長並びに理事者の皆様、そしてエフエムアジュールでお聞きの市民の皆様には、最後までおつき合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

月日のたつのは早いもので、あの3.11東日本大震災から2年の歳月が経過いたしました。その後の復興は遅々として進まず、同じ東北人として一日も早い復興を望むものであります。また、福島第一原子力発電所の事故の起因から国のエネルギー政策が定まらず、原子力施設が集中している当北半島は、いろいろな面で大きな打撃を受けております。国に対し早急にしっかりとした対応策を願うものであります。

一方、当市は今年の冬に負けないうらい、2月になり降り続いた雪と厳しい寒さが続いたことしの冬でありました。県内での屋根の雪おろし、除排雪作業での事故は、昨年につき多発しております。

こうした中、雪かきに苦勞された市民の皆様には、心から敬意を表したいと思っております。2年続いた厳しい冬に高齢化が進む中、高齢者のみの世帯での除雪のあり方については新たな発想での取り組みが必要になるとの認識を強くしたところであります。

さて、昨年12月行われた総選挙において、3年半続いた民主党政権から政権を奪還した自民党の安倍政権が誕生いたしました。総理就任に当たり打ち出したアベノミクスの3本の矢と言われる公共事業がメインになる財政出動、物価上昇の目標を2％に設定した金融緩和、省エネ、再生可能エネルギー投資の促進、新ビジネスへのチャレンジ等の成長戦略、この3本の矢が評価され、現在のところ円安が進み、株価が上昇し、日本経済に明るさを取り戻しております。わかりやすく言えば、2％物価を上げることでデフレから脱却を図り、金融緩和により円高から円安に切りかえ、主に製造業である輸出産業の収益を上げ、労働賃金の引き上げを目指し、消費の拡大につなげ、景気をよくするというものであります。地方までこの効果の波及があらわれるのには多少の時間と月日がかかるような気がいたしております。

また、急速な円安については、非先進国から日本だけがよくなるのではないかとの批判があり、公共事業の増額にはばらまき、借金をふやすだけだとの批判がありますが、1990年代に景気浮揚策として国では毎年10兆円の公共事業費を使い、地方自治体に対し若者中心の公共事業を促進し、起債の枠を広げ、地方の借金を大幅にふやしたことがあります。そのときの借金は、国と地方合わせ1,000兆円に膨らんだと言われております。そのために、地方財政の困窮が広がり、夕張市の財政破綻がその典型でありました。

しかし、今回の公共事業の狙いは、東日本大震災からの復興促進、防災体制の強化、老朽化した道路や橋の修復、学校の耐震補強などをメインにきちんと精査された中で計画的に推し進めようとするもので、決して単なるばらまきや、いたずらに地方財政の負担を求めるものでないと理解しておりますが、公共事業を行うには当然ながら地方負担も出てまいります。インフラ整備のおくれ

ているむつ市においては、この機会に道路の整備や排雪溝、側溝の整備など将来を見据え、借金をすることを恐れるのではなく、勇気を持って決断をし、前向きで積極的な対応が必要だと考えるものであります。

これらを踏まえ、通告してある順に一般質問をいたしますので、市長並びに理事者におかれましては、前向きで明快なご答弁をお願いいたします。

初めに、下水道事業についてお尋ねをいたします。河川の汚染を防ぎ、清潔で快適な生活を営む目的で汚水処理施設として下水道事業が進められておりますが、近年下水道事業を取り巻く環境は、浄化槽の普及、改良が進み、大きくさま変わりをしております。こうした中で進められているむつ市の下水道事業であります。下水道処理人口普及率は、2010年のデータによれば14.8%と県内10市では最も低く、旧むつ市に限れば4.5%とほとんど普及していないような状況になっております。おまけに工事完了地区における加入率は31.9%と低迷が続き、特に汚水の排出が多いとされる地区での加入率が改善されておられません。

下水道法第11条の3では、くみ取りトイレは供用開始の告示後3年以内に水洗化しなければならないとされております。ただし、同条第3項で、その建物の除却、移転の目的があるもの、または資金調達が困難な事情があるなど、相当の理由がある場合はこの限りでないとされております。わかりやすく言えば、加入するしないにかかわらず、所有する土地の前に下水道管が埋設されたときに払う受益者負担金があり、加入し下水道管に接続する場合には多額の接続工事費がかかるたびに、これが加入を妨げている大きな原因のように思われます。下水道事業費で見ますと、平成7年度から平成23年度までの工事費は、汚水処理場建設も含めて103億9,000万円、総事業費は118億1,300万円と認識をしております。

平成23年度決算では、歳出総額で13億8,313万9,000円、歳入総額は同額で、うち負担金や使用料収入は9%にすぎず、一般会計からの繰入金で44%の6億420万5,000円、起債は35%の4億8,570万円を占めています。上水道の場合は、受益者負担の原則が守られ、水道使用料により補われているのに対し、何のために進めている事業なのか理解しがたいものがあります。

平成23年6月に人口減少や高齢化、地域の構造変化など、汚水処理施設を取り巻く諸情勢が大きく変化していることを踏まえ、県の指導により当市でも人口の動向等を踏まえ、より効率的かつ効果的な汚水処理施設整備手法を選定するためとして見直しが行われていますが、むつ地区では平成23年度以降も平成22年現在で整備率8.9%から10年後には30%、20年後には50%を目標に整備を進めることにしております。

そこで、次の7点についてお伺いをいたします。

1点目は、これまでの一般会計からの繰入金の累計額は幾らになるのか。

2点目、これまでの起債の累計額は幾らで、起債残高は幾らなのか。

3点目、平成23年6月に見直しの整備率を50%とした場合の費用及び財源内訳の見込額は幾らなのか。

4点目、このままでは際限のない一般財源からの繰り入れを続けることになるが、加入率がどのぐらいで採算がとれるのか。採算ベースに乗せる目標を立てているのかをお伺いいたします。

5点目、加入者増のためにどんな方策で対応しているのか。具体的な取り組みの実態はどうなっているのか。

6点目、加入率を高めるため、むつ地区においても接続工事費の一部助成を導入する考えはないか。

7点目、むつ地区の整備率50%とする計画には、

今後3分の1の人口減少が予測され、空き家、空き地の増加が見込まれている中、存続、休止などさらなる見直しをする考えはないか。

以上、7点についてお尋ねをいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺いをいたします。指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者などが持つノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくことで、その施設の目的を効果的に達成するため平成15年に設けられた制度であります。むつ市では、平成24年4月1日現在、54施設で指定管理者による管理運営が行われております。もちろん市の直接管理よりも施設の効果的管理運営が生ずるとの判断に基づいての制度活用であります。従来委託料を払っての管理委託と違って、単に価格競争による入札ではなく、サービスの提供者を幅広く求め、複数の申請者に事業計画書の提出を求めることが望ましいとされております。

そこで重要なことは、契約に至る計画の審査検討であります。そして、意欲のある多くの公募者に平等にその機会を与えることです。事業計画では、サービス向上やコスト削減などの努力は当然として、利用者が多くても一部の住民に利用が偏ることや、コストを下げるために職員やメンテナンス等の委託先に負担が及ぶことは認められませんが、特に利用者数を想定する根拠の確認が大切になります。さしたる理由がなく、利用者や利用頻度に増減があり、赤字が生じたからといって指定管理料を追加するのは従来の管理委託と変わらないことになります。各地での実例を見れば、このような場合、計画の見直しが必要とされたとしたら、次の契約時に再検討することで、契約継続中の赤字については指定管理者の負担で処理することになっております。したがって、こうしたリスクの負担能力も指定管理者の選定要件になるものと考えます。

また、管理委託しても施設は市のものであることから、管理に瑕疵があったときには市の賠償責任が生じます。したがって、施設管理に関する事務の概要を明らかにした資料、マニュアルなどを整え、施設管理の責任が及ぶ範囲、事故への対応、管理瑕疵があった場合の賠償責任の考え方を明確にしておく必要があります。

そこで、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目、現在契約している54カ所の施設管理の公募に当たり、複数の公募があったのは何カ所なのか。

2点目、現在市では3年ないし5カ年契約をし更新しておりますが、指定管理者が交代した例はあるのか。

3点目、公募要領の中に当初の見込額を上回る増収分があった場合は協議のうえ年度ごとに市に納付することができるかとあるが、今までそういう例があったのか。

4点目、施設や施設管理での瑕疵があった場合、賠償責任のあり方は明確になっているか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

次に、北の防人事業についてお伺いをいたします。当事業は、総工費13億9,000万円をかけ、平成27年度完成を予定しておりますが、国からの補助金が40%あるとはいえ、60%が市の負担であり、その額は8億3,400万円強となっております。当市の観光施設整備としては、かなり高額投資となります。当然ながら、市民の憩いの場としてだけでなく、観光拠点として誘客を考えての整備と理解していますが、一昨年3.11東日本大震災以来、ここ下北半島を訪れる観光客は激減、何らかの手を打たなければ観光客をふやすどころか、震災前へ回復する見通しさえない状況にあります。そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目、当初事業計画に変更はないか。

2点目、誘客のための具体的な構想はあるのか。

3点目、どれだけの誘客効果を予測しているのか。

以上、3項目について壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、下水道事業につきましては、公営企業局から答弁いたします。

次に、指定管理についてのご質問にお答えいたします。指定管理者制度は、議員ご指摘のとおり、公の施設について民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上につなげるとともに、経費の縮減を図るという趣旨で平成15年の地方自治法の改正によって導入された制度であります。

民間のノウハウを最大限発揮していただくためには、より柔軟で自由度の高い運営が求められますとともに、門戸は広く開かれていなければなりません。そのため本市では、指定管理者の募集に際し、専門性がある場合など、例外を除いて公募を原則としております。また、指定管理者のインセンティブを働かせることを目的に、基本的に運営の結果、利益が出たとしても市に納付させるという考えはとっておりませんし、逆に赤字が発生したとしても補填するという考えには立っておりません。しかしながら、指定管理者の責によらない部分での大きな損失であるとか、初めから大きな利益が見込まれる場合などは例外的に損失の一部を補填したり、利益の一部を納付していただくこともあるものと考えております。とはいえ、指定管理施設は公の施設であることには変わりはないことから、住民の福祉増進などの公の施設設置の基本的な考え方を担保すべく、市では地方自治

法の改正を受け、条例、規則等を定めるとともに、具体的な運用については指定管理者制度運用指針を定め、必要があれば改定をしつつ運用してきたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、制度運用の具体的内容については、担当からお答えいたします。

次に、北の防人事業についての1点目、当初事業計画に変更はないかのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、この事業は旧大湊水源地水道施設が平成21年12月に国の重要文化財に指定されたことを受け、市民、観光客など誰もが憩える観光ゾーンを創出するために、市民協働によるワークショップ等を開催し、北の防人大湊づくり構想書素案を作成し、それをもとに平成23年度は基本構想、詳細設計を実施して今年度から工事に着手しております。この事業の核となる仮称ではありますが、観光交流センターの建設、石づくり士官官舎、文化財収蔵庫及び学習センターの改修、園路等のバリアフリー化整備等がありますが、これらの建設等には大きな変更はございません。

次に、ご質問の2点目、誘客のための具体的な構想はあるかについてお答えいたします。北の防人大湊地区都市再生整備事業で大湊水源池公園及びその周辺が整備された後は市民の憩いの場として、また歴史文化等の資源を活用して観光の名所を目指すものであります。当該事業で整備する施設として、仮称ではありますが、観光交流センター、展望台、市収蔵庫、学習センターなどがありますが、先に述べましたとおり、事業の発端となった旧大湊水源地水道施設も大きな魅力の一つと考えております。

施設等のPRにつきましては、リーフレットの作成やホームページ等で情報を発信するほか、元気むつ市応援隊と連携したトップセールスの展開などで施設の魅力発信に努めてまいりたいと考え

ております。

また、大湊水源池公園は、下北で初めて観桜会が開かれた桜の名所でもあり、昭和29年5月7日付の「旬報しもきた」には、期間を通じて約7万人を見る文字どおりの盛況ぶりであったと当時の様子が掲載されております。時代背景の違いから、往年のにぎわいとまではいかないまでも、公園内や周辺の施設を活用したソフト事業や着地型観光プログラムの造成を検討し、観光客やエージェント等へ向け情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、どれだけの誘客効果を予測しているかについてお答えいたします。観光交流ゾーンとしての大湊水源池公園と大湊地方総監部にある北洋館を一体として回遊させたいと考えております。このことから、平成21年度北洋館の年間入場者数5,577人を基準とし、平成27年度までには1万400人までほぼ倍増させたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） ご質問事項の1、下水道事業についてお答えします。

下水道事業は、むつ、川内、大畑、脇野沢の4地区で事業を行っておりますが、川内、脇野沢地区の整備が完了し、現在はむつ、大畑地区の整備を行っているところであります。今回のご質問は、むつ地区についてということですので、むつ地区に限定してお答えします。

ご質問の1点目、これまで一般会計からの繰入金金の累計額は幾らか、2点目、これまでの起債の累計額は幾らで起債残高は幾らか、3点目、平成23年6月に見直しの整備率を50%とした場合の費用及び財源内訳の見込額は幾らか、4点目、加入率がどれくらいで採算がとれるのか、採算ベースに乗る目標を立てているのかということにつきまして

しては、公営企業局長から説明いたします。

次に、ご質問の5点目、加入者増の方策、具体的な取り組みの実態についてであります。市政だよりなどの広報紙によるPRや、下水道への接続のお願いをし、また職員が未加入世帯への戸別訪問をいたしており、不在でもチラシを配り、疑問があれば問い合わせいただけるようにしております。また、排水設備指定工事店への協力依頼も行っております。

平成22年度には、むつ、大畑地区の未加入の方に戸別訪問し、あわせて接続に関するアンケート調査を行っております。その結果、接続しない理由として、費用が高額なためが32%、次いで、現状で不便がないが25%という結果でありました。このことから、下水道への接続には高額な工事費用がかかるため、なかなか接続してもらえない状況にあります。

この対策として、むつ地区では排水設備等工事資金貸付制度を導入しております。これは、供用開始区域内において新築工事を除いた排水設備工事を行おうとする所有者などに対して工事資金のあっせん和利子補給をするという制度であります。大畑地区では、このほかに排水設備工事費助成金、集会所等排水設備工事費助成金交付制度を行っております。

次に、ご質問の6点目、むつ地区において接続工事費の一部助成を導入する考えはないかについてであります。下水道は、その機能を発揮するためには、下水道への接続率を上げなければなりません。一般家庭から下水道管に接続する排水設備工事には、先ほども申し上げましたが、高額な費用がかかるため、接続へ踏み切れない方も少なくないと考えております。

接続工事費の一部助成につきましては、当市では大畑地区限定で排水設備工事費助成金交付制度により一部助成しておりますが、これは旧大畑町

で行っていた制度を合併時の協定で踏襲したものであります。

むつ地区においても、大畑地区と同様に工事費を一部助成できればとの思いを持っておりますので、助成するための財源の確保や制度の充実を含め、財政当局と早い時期に検討を重ねてまいります。

次に、ご質問の7点目、人口減少、空き家の増加が見込まれる中、存続、休止など見直しの考えはないかについてであります。むつ市の現状を見ますと、議員ご指摘のとおり、むつ地区を含めた全地域で人口は年々減少し、空き家の数も増加傾向にあります。むつ地区の下水道事業計画につきましては、平成7年度において全体計画を策定し、事業を進めてまいりましたが、平成9年度に総合的な整備構想として策定したむつ市污水处理施設整備構想を、その後の人口減少や高齢化などに伴い、平成15年度と平成23年度に下水道計画面積や処理人口の見直しを行っております。今後も生活環境の改善、公共用水域の水質保全などのために污水处理施設である下水道と合併浄化槽の適切な計画と整備を進めてまいります。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 指定管理者について、市長答弁に補足説明させていただきます。

1点目の指定管理施設の公募に複数の応募があったのは何カ所かについてでございますが、平成18年度の制度導入から今年度まで、延べ36回の公募を行っており、そのうち複数団体の応募につきましては、9回ございます。

内訳といたしましては、平成17年度公募のウェルネスパークに6団体、来さまい館外2施設に2団体、平成18年度公募のむつ市宮後牧野外4施設に3団体、平成19年度公募の運動公園外9施設に2団体、早掛レイクサイドヒルキャンプ場に6団体、ふれあい温泉川内外4施設に2団体、平成

20年度公募の脇野沢高齢者福祉施設いこいの里に2団体、平成21年度公募のむつ市宮後牧野外4施設に4団体、平成24年度公募のむつ市宮後牧野外4施設に3団体となっております。

次に、契約更新で指定管理者が交代した例はあるかについてでございますが、心身障害者ふれあいの家と奥葉研修景公園、この2施設において、更新の際に指定管理者の変更がございました。

3点目の増収分を市に納付させたことはあるかについてでございますが、指定管理業務を行うことで大きな利益が見込まれる1施設について、平成21年度から黒字の一部を市へ納付していただくことを基本協定に盛り込んで市に納付していただいております。なお、自主事業については、公の施設の管理運営に付随して公共の福祉増進のため実施されるもので、指定管理者が独自のノウハウにより考えた事業を市の承認により実施するものでありますことから、その承認に当たっては過度の収益を得る事業ではないことを確認する必要はございますが、指定管理者のアイデアやノウハウに基づく経営努力によるものでございますので、その利益を市へ還元させることはしないこととしております。

4点目の施設管理で瑕疵があった場合の賠償責任のあり方は明確になっているかについてでございますが、当市の指定管理者制度における指定管理者と市とのリスク分担については、むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条において、指定管理者が、故意または過失により施設または施設の設備を損傷した場合は市に賠償しなければならないとしております。また、施設管理の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、市と同様に指定管理者も損害賠償保険に加入しておりますことから、指定管理者の責によるものについては指定管理者が賠償する仕組みとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、施設管理で瑕疵がない場合の修繕の分担についてでございますが、基本協定によりまして、施設ごとに、例えば10万円とか20万円といった上限額を設定し、それ以上の額の修繕が必要であれば市が負担し、それ未満であれば指定管理者が修繕することとしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 下水道事業についての1点目から4点目について、公営企業管理者の答弁に補足させていただきます。

まず1点目、これまで一般会計からの繰入金の累計額は幾らかについてであります。むつ地区では平成7年度から下水道事業に着手し、平成15年度から供用開始しておりますが、平成23年度末現在で約30億550万円の繰り入れとなっております。

次に2点目、これまでの起債の累計額は幾らで、起債残高は幾らかについてであります。むつ地区の平成23年度末の起債発行累計額は、約76億4,506万円となっており、起債残高は約56億468万円となっております。

次に3点目、平成23年6月に見直しの整備率を50%とした場合の費用及び財源内訳の見込額は幾らかについてであります。先ほどの管理者答弁にもありましたが、少子高齢化や人口の減少、また市の財政状況等汚水処理施設整備を取り巻く環境が大きく変化しておりますことから、平成23年度に市の汚水処理施設整備構想を見直し、パブリックコメントを行ったものであり、県でも各自治体の構想を取りまとめ、青森県汚水処理施設整備構想として作成したものであります。その中で20年後の整備率を50%と計画したものであります。

今後の整備計画につきましては、国の財政状況等非常に見きわめは難しいところではあります。

現在の計画では今後の管渠整備費用は約86億円、その財源内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金と下水道事業債、それぞれ約43億円と考えております。

次に4点目、加入率がどれくらいで採算がとれるのか、採算ベースに乗る目標を立てているのかについてであります。見直ししましたむつ市汚水処理施設整備構想におきまして、むつ地区の全体計画面積を1,128ヘクタールに設定し、20年後の整備率を50%とすることを目標としますと、採算につきましてはいろいろな条件を設定しなければなりませんので、設定条件により数字が大きくなりますが、おおむね50%の加入率があれば、下水道使用料収入で管渠及び処理場の維持管理費が賄えると試算しております。

採算ベースに乗る目標につきましては、20年後の会計処理や使用料の違い、人口の推移等不確定な要素が多いことから、目標を立てることが難しい状況であります。設定はしてはおりませんが、現時点での採算ベースとなりますと、整備率がまだ全体の6.1%であります。流入量が少ないため、おおむね98%の加入率が必要と試算しております。

以上であります。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 簡略、丁寧なご答弁ありがとうございました。順序が逆になりますけれども、北の防人事業から再質問をさせていただきます。

北の防人事業ですけれども、これ旧海軍、そして今の自衛隊の総監部、軍港といいますか、それをメインにした観光施設だと、こう思うのですけれども、そして日本全国に5つの総監部がございます、大湊を入れて。私もそういう団体に入っていましたので、このあとの4つの総監部のある場所に行ってみましたけれども、そこは全てやはり軍港と、そして総監部の施設を一緒にして観光施設

設をつくっているというところが多いわけです。

呉の場合、皆さんご存じの潜水艦を揚げて、そしてそれを「てつのくじら館」という形で、そこにはもう展示物がいっぱい、人もいっぱい来ています。そして、戦艦「大和」の模型を置いた大和ミュージアム、あそこにもかなりの人、観光客。広島の場合でも、宮島とあわせてあの辺は一番の観光客が来るところと、こう言われております。

そして、佐世保ですけれども、あそこも7階建てのセイルタワーを建てて、あそこに旧海軍、そして今の海上自衛隊の模型、魚雷、ミサイル、そういうのを全て展示して、まちが一つの、あそこは米軍もいますので、あれがもう観光施設になっております。

あと横須賀、舞鶴は、観光船で遊覧して、そして軍港めぐりという形の中で、そこもまたすごいにぎわいを見せている観光施設です。

今市長の答弁の中で、艦艇を見るとかそういう計画は、つくるといふ計画はないといふことですが、軍港とかそういうのであれば、やっぱり艦船を見たいと。フェリーとか漁船だとかボートには乗ったことあるけれども、軍艦とかそういうのにはなかなか乗る機会がないといふことでございます。今自衛隊のほうでも新旧の艦艇を入れかえております。古いになると、鉄の値段で売るそうです。大体200万円ぐらいという話も聞いていましたけれども、むつ市で頼めば、ただでもしかすると払い下げてくれるかもしれないのですけれども、やはりそういう艦艇をひとつ大平岸壁あたりに係留して、そしてそこから遊覧船を出して見せるとか、そういう一つの、ここだけだと非常に何年もかけてつくったのには申しわけないのですけれども、やはりそのぐらいの発想が欲しいなといふこと。

もう一つは、佐世保に行くと修学旅行生が来ます。そうすると、総監が修学旅行生に講話をして

くれます。そして、月2回、たしかあそこは自衛隊の船を一般公開してくれるのですけれども、やはりそういう形の中で総監部とどういう連携をとってやっているのか。

それと、もう一つはボランティアガイド、今の北の防人事業が平成27年度に完成したときに、あそこへ観光客が来て、ただ勝手に見ろといふのか。それとも、しっかりとボランティアガイドを養成して、そしてあそこに配置しているのか。そのところを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 退役する護衛艦を買い上げてというふうな、非常に夢のある大きな事業になるかと思えます。非常に夢があるなというふうなことで感じました。ただ、それを揚げてどこに置くのかというふうなことになるかと思えますし、非常にそういう意味では海上自衛隊、そしてまた42警のあのレーダーとか、ああいうふうなものは観光資源として非常に私は魅力のある資源であると、このように感じております。ただ、基本的に先ほど壇上でもお答えいたしましたように、この北の防人事業というふうなこの計画は、旧大湊水源地水道施設、あれが平成21年9月に国の重要文化財の指定を受けました。そして、それからスタートしてあの一帯を公園を整備し、そして海上自衛隊との関連、これをつけていこうというふうな形になったわけでございまして、そして北洋館と一体的に水源池公園堰堤、こういうふうなもの、そして石づくりの建物が2つございます。それもしっかりと復元して、その中でも観光施設、そしてまたさまざまな市民の皆さん方の発表する場所だとか、そして士官官舎の石づくりのほうは、往時の部屋割り、そういうふうなものも考えた中で復元をしていきたいと。そして、仮称でありますけれども、観光交流センター、この部分につ

いては、おしゃれな建物、往時の大湊の要港部の建物、これを模した形の中でまたしので、歴史を振り返ってもらおうというふうなこと。大湊地区、1945年ごろには、約8万人とか10万人というふうな非常に多くの方々がその周辺にお住まいでございました。そういうふうな形の中で、特にまた大湊地区はハイカラな部分が文化的にもありますので、そのハイカラな形の中で交流人口をふやしていきたいと、こういうふうに思っております。

また、呉、佐世保、横須賀、舞鶴、これ4つの軍港でありまして、大湊は要港部でございまして、ちょっと格がそういう意味では、1つランクが下なわけでございます。私も議長当時に、この4軍港の法律がありまして、そこにうちが総監部あるのだから、5つで何とかこれ取り組みできないだろうかということをご提案させていただいた時期がございました。しかしながら、これは特別法の中で軍港のこの部分のさまざまな財政的な部分、そういうふうなところがあるわけございまして、この部分の壁はなかなか、法の壁がありますので、打ち破ることができません。しかしながら、5つの総監部の中で食というふうなものが、海軍グルメというふうなのが非常に今にぎわってきております。横須賀のカレーだとか、佐世保のハンバーガー、呉、そして舞鶴の肉じゃが、そして我が大湊、むつ市には海軍コロッケというふうなことで、横須賀の戦いに私は参入してまいりました。その後交流もしておりますので、そういうふうなところを連携をとって楽しんでもらおうというふうなこともこれから進めていかなければいけないだろうと。

そしてまた、艦船を見るツアーというふうなお話でございましたけれども、今基地内を見学できる形のツアーと申しますか、見学コースというふうなのが、予約をとって、たしか実施しております。これは、土、日だけというふうな限られた日

にちでございますけれども、観光客の方々にそういうふうな形で基地内をごらんになっていただくようなシステムも始めております。

そしてまたグッズ類、グッズと言うとあれなのですけれども、護衛艦等で使っていました例えばいかりだとかさまざまなそういうふうなグッズと申しますか、ちょっと大型のグッズになろうと思っておりますけれども、北の防人計画全体構想の中でメモリアルパークだとか、そういうふうなものの部分にそういうふうなものを置かせていただくというふうな形になってくるのではないかと、このように思っています。

ボランティアガイド、この部分については、今お話しのとおり、やはり施設がありますので、その部分でのボランティアガイド等は必要になってくると、このように思っております。そういうふうな形で、さまざまな諸団体からのご支援、ご提言を受けながら、北の防人事業、ソフト部門でもしっかりとこれから取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 今市長のほうからいろいろるご答弁をいただきました。

先ほどの答弁の中で、ではどのぐらいの観光客、誘客を見込んでいますかという問いの中に、今5,000ちょっと、オープンしてからは1万二、三千と、これは北洋館のみなのかどうかわかりませんが、先ほど大湊は要港部で向こうは軍港だという話なのですけれども、余りにもその観光客が少ない、見込んでいるのが。向こうは大体70万人から80万人の観光客があります。それがこっちは来たなら1万人か2万人しか見込んでいないというのであれば、私この14億円、大きい小さいかはわかりませんが、そこまでのいなくても、よく恐山には40万人の人が来ると、こう言われておりますが、そのぐらいの私は観光客を見込んで

よいのではないかと、このように思います。

それと、私の考えですけれども、むつ下北の観光施設は、お金を全くかけないか、お金をかけるか。かけないとすれば、いや、猿もいますよ、熊もいますよ、カモシカもいますよ、カモシカは繁華街に出て、夜になると、あるスナックの前にはいますよと、そういう形の秘境を売るか、それともディズニールランドとか、ハウステンボスとか、そういういっぱいお金をかけて呼ぶか、どちらかだと思えますけれども、私たち14億円という大金をかけてつくるのですから、もう少し観光客を呼び込みたいと。それには、やはり交通の便が悪い。

今東北新幹線、ダイヤ改正になって、そして東京から3時間かからないでここまで来るといふふうになりましたけれども、時間が短くなればなるほど下北に来る時間がかかるというふうな状況です。前に七戸十和田駅から定期バスが2便出ていたと。そして、赤字に耐え切れなくなってだめになったと。今現在シャトルバスですか、1台走っています。そういう形の中で、確かに八戸市でおりに電車で来ててもいいのですけれども、やはりこの下北の玄関口は七戸十和田駅だという形で思っている人もあります。そして、飛行機だと三沢空港という形ですけれども、そこからここへの交通の便をよくしないと、定期バスなりそういうものをつくらないと、最初は赤字で大変だと思います。でもこれを個人だけに任せていいのでしょうか。やはり行政として、しっかりとそういうものを支えて、継続して補助を出して、何年かたって初めてここへ誘客できる、便がよくなったという形になります。

そして、むつ市だけではなく、横浜町、野辺地町と、これ沿線がありますので、ここの市町村、行政と一緒に連携をしながら、やはりそういう交通網を確保するというのが、私は一番観光客を誘客するには一番いいのではないかなと、

このように思いますけれども、市長の考え方をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり二次交通の部分、これをしっかり整備していかなければ、なかなか観光客の増というふうなものは劇的にふえていかないと、このように思います。しかしながら、これは着実に進んでいるところもございまして。今のダイヤ改正で、八戸一大湊間、これが1本ふえました。これも議員各位、議会からのさまざまなご要望、そしてそれがJRのほうに通じまして、直通便が3本になったというふうな効果も出てまいりました。そういう意味で、これからも努力を重ねていかなければいけないと、こういうふうに思います。

ただ、このシャトル便、この部分、個人に任せるとよいのかと、要するに法人なのですけれども、この部分は経緯がございました。スタートの段階では、当市は公共交通の部分で、お話しのとおり大型のバス、シャトルバスというふうなことで運行の補助をかなりいたしました。非常に乗り込む方が、乗客が少なくて、ご承知のとおり結果となりました。その後今民間、法人の方がシャトル便というふうなことを走らせていただいております。この部分においては、さまざまな経緯がございました。ただ、今我々としてなし得ることは何かと申しますと、このシャトル便、これを大いに東京方面にもPRし、また地元でもPRをしていくという、そういうふうな支援体制はとらせていただいております。私も実は先般初めて利用させていただきました。冬場十四、五人、中型のバスみたいな、もう満席でございまして、非常にいいものでございましたので、経験もしましたし、これからさまざまな場面でPR支援というふうなことは続けていきたいと、このように思います。

それから、ちょっと観光についての基本的なご

意見でございましたけれども、金をかけない観光、金をかけていく観光、2つの形での仕分けをされましたけれども、やはり金をかけない観光もあります。金をかけていく観光もあると。このむつ下北のいいところは、金をかけないで人を呼び込むこの自然、熊はちょっと危ないのですけれども、やっぱりまちを歩くカモシカ、これなんかも非常に、それでもカモシカも危のうございますけれども、そういうふうな自然のままの状況、これを売っていく。そして、また金をかけるというふうな部分ですけれども、その金をかけるのはディズニーランドみたいなことは、なかなかこちらでは、要するにアクセスの問題で当然あれでしょうし、そういうふうなことは不可能だと思いますけれども、金をかけて整えるところはしっかり整えていく、その両建ての観光行政政策と、こういうふうな展開をしていく必要があると、このように思っております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 冬に市長もシャトル便に乗ったということなのですけれども、冬がお客さんが多いようです。自分で車で行くと、帰ってくると雪がいっぱい出るのが大変なところで、それに乗っていくのだと。夏場になると、ぐっとお客が少なくなるということを言っていました。

次に、指定管理者制度についてお伺いをいたします。先ほど自主事業に対して、幾ら利益があっても市への納付はさせないのだというふうな答弁でしたけれども、私たち民間から考えると、普通営業するときには家賃を払います。そして、赤字になっても誰も補填してくれません。指定管理は、ただで施設を借りて、まして指定管理料をもらって、営業をして利益を出したということになると、それは利益はいいのです、利益を出してもいいのですけれども、いっぱい利益を出して市に納めてもらうとか、そういう形の制度のほうがかえって

いいと思うのですけれども、何かそれは次の指定管理の方のいろいろなものに使ってくださいというのですが、我々民間業者からすれば、ちょっとおかしい制度だなと、こう思うのですけれども、どうでしょう、市長。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） この指定管理の趣旨ということは、議員おっしゃったとおりでございます。ただそれを進める段階では、受託者である事業主にやっぱりメリットがなければいけないというふうなことがございました。そういうことの中では、受託費の中から利益を出していくというところもございまして、企業努力によって人件費の面で縮減をしていくというふうなこともございまして、片や自主事業で民間のノウハウ、活力を使って利潤を出していくというふうなこともあるわけでございますので、これに余り制限を加えますと企業努力をしなくなる。いわゆるせつかく企業のノウハウを活用しようと、あるいは活力を利用しようと思っている、そのところがうまく機能しなくなるというふうなことがございます。いずれにしても、それほど大きな莫大な利益を生むというふうな施設というのは、公共施設の中ではございませんので、むしろ赤字になるというところのほうが多いというふうなことがございますので、大いにここのところは自主事業によって利益を出していただきたい。できることなら、この上がった利益を従業員に還元してほしい、あるいは雇用の数をふやしてほしいというふうなことは常々お願いをしてきているということでございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） わかりました。時間もあれですので、下水道事業についてちょっとお伺いします。

かなりお金のかかる事業でございます。でもや

はり加入率が低いということが致命的だと思います。先ほど管理者のほうから、そういう計画はしているのだけれども、なかなか接続工事の助成というまでにはいかない。ただし、大畑地区では接続と、銀行から借りた利息、利子補給ですか、それはしていますよということですが、利息、利子というのは大体3万円か4万円、これは5年間ぐらいのものですが、普通接続工事というのと、やっぱり100万円以上、これかかります。それを、例えば3分の1とか幾らかの補助をしてやって、そして加入率もふやして、そうすると、これ一番経済効果があるのです、今は。土建屋さん、設備屋さん、そして電気屋さん、建築屋さん、これに一番この仕事の方に効果が出ます。そして、なおかつ長年こういう工事が出るということになると、人も足りないから頼もうというふうな形になって雇用にもなります。そして、企業局にも下水道料金が入ってきます。一石三鳥でございます。財源と、こう言いますけれども、やはり財源はつくらなければ出てきません。327億円しかないのです。これをどうやってそこから財源を引っ張って、うまく使うかと。これは、市長の力量ですけれども、時間もないので、希望だけ言っておきますけれども。

今回の定例会も、これからの定例会、私たちは一般質問します。今回の定例会でも、ほとんどの議員の方が提案型のすばらしい提案をして、市長、どうですかと、こういうふうに提案しているのですが、なかなかぱっとした返事が返ってこない。「そのうち検討」までは首をかしげますけれども、何とかたまには「わかりました」というふうなお願いをして終わります。

○議長（山本留義） これで大瀧次男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月21日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、3月21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月20日は休日のため休会とし、3月22日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時47分 散会